

JA京都 **にく**にく

Report 2021

京都丹の国農業協同組合

ごあいさつ

日頃、組合員の皆さまをはじめ、地域の皆さまにはＪＡ京都にのくにの各事業にわたり、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。さて、2020年初頭からの世界的な新型コロナウイルス感染症拡大は、人々のくらしや経済に大きな影響を与えております。未だ収束に向けた糸口は見えておりませんが、「コロナとの共生」に向けてマスク着用・手洗い慣行・3密回避などの衛生習慣の定着やリモート会議や研修会などデジタル化が進むなど、世の中は大きく変わろうとしています。

一方、管内農業に目を向けますと、一部農産物では大きく販売価格が下落しましたが、コロナ禍に負けない積極的な販売促進活動に加え、好調な家庭内需要も相まって2020年度の彩菜館の売り上げは6年連続となる3億円を突破、万願寺甘とうは4億円を超える販売高を記録し、いずれも過去最高となるなど目に見える成果が表れた一年でもありました。

こうした情勢の中、当ＪＡでは「スリムで強固な経営基盤」の確立をめざし、組織基盤強化・財務基盤の充実に取り組んでまいりました。その中で、生産資材業者との業務提携による店舗展開やリモート環境の整備をすすめ事業の見直しや効率化を図るとともに、課題である営農経済事業の収支改善に努めるなど、財務基盤の適正化を進めております。

この度は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、皆さまに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただき、さらにご利用いただくための一助として、主な事業の内容や組織の概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌「ＪＡ京都にのくに Report2021」を作成いたしました。是非、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

ＪＡ京都にのくには、「人と自然が調和する農業の実現」「心豊かな生活の実現と活力ある地域社会の創造への貢献」「組合員との強固な絆を基本としたＪＡ経営体質の強化」を掲げ、組合員・地域から最も信頼され、親しまれ、愛されるＪＡとして、皆さまとともに歩んでいきたいと考えております。

今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

京都丹の国農業協同組合

代表理事組合長 迫 沼 満 壽

目 次

経営理念	1	内国為替取扱実績	48
経営方針	1	有価証券	48
経営管理体制	1	共済事業	51
2020年度事業の概況	1	購買事業	52
農業振興活動	4	販売事業	53
地域貢献情報	5	保管事業	53
リスク管理の状況	6	利用事業	54
自己資本の状況	12	指導事業	54
事業のご案内	12	利益率	55
手数料のご案内	17	貯貸率・貯証率	55
経営資料		自己資本の充実の状況	56
貸借対照表	20	当ＪＡの概要	
損益計算書	21	組織機構図	65
キャッシュ・フロー計算書	22	役員構成	66
注記表	23	会計監査人の名称	66
剰余金処分計算書	37	組合員数	66
部門別損益計算書	38	組合員組織の状況	67
財務諸表の正確性等にかかる確認	40	特定信用事業代理業者の状況	67
会計監査人の監査	40	地区一覧	68
最近の5事業年度の主要な経営指標	41	店舗等のご案内	68
利益総括表	41	その他の自動化機器等の設置場所	69
資金運用収支の内訳	42	A E D（自動体外式除細動器）の設置場所	69
受取・支払利息の増減額	42	京都丹の国農業協同組合の歩み	70
貯金	42		
貸出金	43		

この冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。各表の計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

1. 経営理念

当JAは「協同の精神を培い、総合力の発揮によって、人と自然が調和する農業と心豊かで潤いのある生活を実現するとともに、健全な地域社会の創造に貢献する」ことを経営理念としています。

○人と自然が調和する農業の実現のために

農業は人の命を維持し、自然の中で営まれる産業です。このため安全・安心な食料・農産物を多収量、低コストで生産するとともに、自然環境を守る活力ある農業の発展に努めます。

○心豊かで潤いのある生活の実現のために

人間は誰もが健康で幸せな毎を送りたいと願っています。このため、JAの事業を通じて、組合員のくらしに安心と豊かさを提供します。

○健全な地域社会の発展のために

JAの各種事業を通じて、物の豊かさと心の豊かさが調和した、中丹地域の文化の創造に努めます。

2. 経営方針

当JAは①人と自然が調和する農業の実現②心豊かな生活の実現と健全な地域社会の創造への貢献③組合員の期待と信頼に応える経営体制の強化を基本方針として、各事業それぞれに方針を設定し、組織が一丸となって取り組みを進めています。

◆営農・経済事業部門

JA自己改革実現に向け、①営農指導に専念できる施設・体制整備、②営農指導員育成・拡充への環境整備、③農家ニーズ別の指導体制の構築を図り、組合員の期待に応える営農経済事業体制強化等に取り組めます。

さらにマーケットインに基づき、生産から販売まで一貫管理した販売戦略の構築や、地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、地理的表示（GI）保護制度への登録を通じた農畜産物の高付加価値化、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現をめざします。

◆信用事業部門

担い手金融リーダーの育成を図るとともに、農業金融プランナー資格取得者の増員に努め、組合員に密着した農業メインバンクとしての機能を強化します。

公的年金受給及び給与振込や住宅ローンを中心

とした各種ローン等の取引拡大による生活メインバンクとしての深耕を図ります。

また、組合員・利用者満足度の向上をめざし、質の高いくらしの相談活動と来店者に心地よくご利用いただける情報にあふれた店舗づくり・支店活動を実践します。

金融ADR[®]については、積極的かつ真摯な対応・支援を行います。

^②金融取引上発生したトラブルを、裁判以外の方法で解決しようとする制度です。

◆共済事業部門

JAが理念とする「相互扶助」を事業活動の原点として、地域・組合員・利用者の信頼と期待に応えるため、共済事業に係る幅広い情報発信を行うことにより「安心」と「満足」を提供します。

このため、最良の保障・掛金・サービスによる「ひと・いえ・くるまの総合保障」に積極的に取り組むとともにコンプライアンスを遵守した活動により、組合員・利用者の豊かな生活と地域社会づくり及び信頼関係の向上に努めます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などからも理事の登用を行っています。また、信用事業については専任理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

4. 2020年度事業の概況

(1)信用事業

コロナ禍において組合員・利用者の安全・安心を最重点とし、JAバンク中期3か年計画の中間年度として、引き続き「支店機能再編」の精度向上をめざし、農業メインバンクと生活メインバンク機能拡充に向けて取り組みました。

農業メインバンクにおいては、「農業・農業者応援プラン」を実践し、営農経済部門と連携強化

を行い、農業融資に関する情報収集および担い手農家への融資提案を含めた訪問活動を行いました。また、JAオリジナル商品である「農業経営資金」を積極的にPRすることにより、担い手農家を含め、すべての農業者の資金ニーズに対応いたしました。

また、生活メインバンクにおいては、安定した資金を確保するため、行動計画の実践と進捗管理を強化することで、公的年金受給口座および給与振込口座獲得運動を展開し、安定流入資金の獲得を中心に個人貯金の増加と住宅ローンを中心とした貸出金の獲得に取り組みました。

生産者と消費者のつながり強化と地産地消の促進を目的に実施している農産物応援定期貯金もJAらしい商品として早期に募集枠を超える6億8,800万円のご利用をいただけるなど、生産農家を応援する取り組みがしっかりと定着してきております。

公的年金受給口座の獲得については、運動目標である2,820件を全職員で取り組んだ結果、すべての支店が達成しました。

各種ローンにおいては、マイナス金利政策や他金融機関との激しい金利競争の中、住宅業者や利用者へのきめ細かな対応による住宅ローン獲得(37億9,156万円)や、インターネット等を活用した簡便な手続きによる小口ローンの獲得(2億1,665万円)により、2020年度末貸出金残高は359億1,363万円(計画対比103.6%・貯貸率22.4%)となり、期首対比増加(12億8,667万円)となりました。

(2)共済事業

地域特性に応じた活動の実践と次世代、次々世代層への保障提供を強化することで、JAとしての役割を基本に地域の活性化の実現に向けて取り組みました。体制面では「支店機能再編」の改善とブロックによる事業推進体制の強化のため、新たに6名のトレーナーを配置し、普及推進係による専門的な恒常推進活動の深化を行いました。

JAの理念とする「相互扶助」を活動の原点に、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を積極的に提案しました。エリア特性に応じた支店ごとの戦略を基本に、普及推進係が3Q訪問で、幅広い地域の世帯に対する提案活動の展開で「安心」と「満足」を提供する普及活動を実践しました。一方、引き続き低金利の影響を受ける中、保障性新規商品の提案活動を重要視して、保有減少に歯止めをかけ

ながら付加収入の確保に取り組みました。

また、市場性を考慮した「くるま保障」の取り組みに傾注し、自動車共済担当者の知識や対応強化を行うことで自動車共済新規契約獲得の提案や契約内容のグレードアップに取り組みました。

事務面では、ペーパーレス・キャッシュレス手続き、Lablet's(タブレット端末機)を活用した効率的な普及提案活動と契約締結に取り組みました。

2020年度末の長期共済保有高は507,736百万円となり、この1年間に満期共済金をはじめ、事故共済金、給付金等も含めての支払共済金は10,901件で8,375百万円の支払いとなりました。

(3)販売事業

林産や畜産、彩菜館で計画を上回りましたが、産米の1等米比率の低下や新型コロナウイルスの影響で茶や雑穀、一部青果の販売単価が低調となり全体の計画は達成することはできませんでした。しかし、コロナ禍に負けない積極的な販売促進活動の展開や好調な家庭内需要もあり、万願寺甘とう、彩菜館の販売金額はともに過去最高を記録することができました。

茶を含む全体の販売品取扱高については、前年度より1千6百万円増の19億5千万円となりました。

(4)購買事業

組合員の世代交代や農業従事者の高齢化等による農地の荒廃が進む中、生産資材ではTACや営農支援係と連携を図り、肥料・農薬、農機等の提案活動に努めました。

また、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けた肥料・農薬のコスト低減企画や低コスト・省力化に向けた農業機械の提案を行い、多くの組合員にご利用いただきました。さらに、パイプハウス補助事業、経営継続補助事業、有害鳥獣被害対策にも取り組み供給拡大に努めました。

生活資材では、組合員の豊かで快適な暮らしに貢献するため、生活に関連する資材等の供給に努めました。

購買品取扱高については、生産資材は前年度より1億円増の13億6千万円、生活資材については1億1千万円減の7億円となりました。

(5)経営管理

JAの総合事業力を最大限に活かした「JAくらしの活動」や協同活動の実践などを通じて地域の活性化に取り組むとともに、組合員・利用者が

ら信頼される経営の健全性向上のため、スリムで強固な経営基盤の確立をめざし、持続可能な組織基盤強化・財務基盤の充実に努めました。

当期損失金については9千万円、当期末処分剰余金は2億2千万円となりました。また、自己資本比率は14.53%と前年度より0.46%減少しました。

(6)業務の適正を確保するための体制

内部統制に関する基本方針

京都丹の国農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくために、以下のとおり内部統制に関する基本方針を策定し、当組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当組合の経営理念及び当組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、規約、定款等を遵守する。
 - ②重大な法令違反、その他法令及び当組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤当組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥監事、内部監査部署、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ②理事は当組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ②中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - ①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社等の各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な指導・助言を行う。
 - ②「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針・事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - ③「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - ①会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。

④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

内部統制に関する運用状況

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしている。自主検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企画管理部内にリスク管理課を設置し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

子会社管理規程を制定し、子会社等における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努め、子会社等の内部統制の構築・運用について、指導・助言を行っている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

経理規程・細則を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

5. 農業振興活動

◆農業関係の持続的な取り組み

(1) 農業者所得の増大と特産物の生産拡大

万願寺甘とう等のブランド京野菜を中心に生産振興に取り組み、京都ブランドを活かした小豆の契約栽培の拡大、産米では“売れる米づくり”と環境に配慮した特別栽培米の生産拡大に努めました。

また、地域特産物の育成や新たな特産物の提案を行ったほか、『宇治茶GAP』による安全・安心な茶生産に取り組み、畜産では低コスト経営の提案と黒毛和牛優良子牛の増頭、早期出荷に努めました。

労働力を必要としている農業者と農業に興味のある人をマッチングさせる「援農サポート制度」を2020年度より本格稼働させ、農業者の労働力不足解消に努めました。

(2) 担い手育成への取り組み

地域農業振興課のTACを中心に、担い手や新規就農者を対象とした技術指導、経営支援を行うとともに、生産組織の法人化設立支援に取り組みしました。

定年帰農者や新たに農業をはじめられる方を対象に「野菜の学校」を開催し、野菜づくりの基礎についての講義・実習を行い、農業への関心を深めていただくとともに、新規就農者の育成・発掘に努めました。また、即戦力となる特産物生産者の育成を目的に、生産者組織の協力の下、『特産物実践塾』を開講し販売農家の育成に取り組みました。

(3) 農業生産法人の活動

JAグループ京都法人協会と連携した活動に加え、土地利用型作物の作付拡大に取り組み、法人の経営基盤の強化と地域農業の振興に努めました。

(4) 農産物直売所の運営

農産物直売所「彩菜館」は、地産地消運動の拠点として、綾部・福知山・舞鶴の各地域にて計4店舗運営しています。売上高は6年連続3億円を突破し、農業者の所得増大の一翼を担うほか、生産者の栽培意欲の向上や、地場野菜のアピールに貢献しています。

(5) 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

消費者の安全・安心な農産物への関心の高まりに応えるため、生産履歴記帳運動の徹底と正確な開示・ポジティブリスト制度への適切な対応に取り組んでいます。

◆地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

JAバンク農業金融プランナー資格を持つ資金共済部職員が、TACミーティングに参加し、営農経済部、TACの活動状況や各農業団体、担い手組織の法人化に向けた取り組み、農業融資相談の進捗状況について情報交換を行い、管内農業者の活動や状況に関する知識を深めました。また、JAバンクの利子助成により低金利となっている農業経営資金およびJA新規就農応援資金を併せて、融資実行件数73件・融資実行額1億58百万円の実績となりました。

JAバンクと一体となりすすめている「農業・農業者応援プラン」では、前述の利子助成の他に、農業法人の設立に対する「法人化助成」等を行い、地域農業活性化のサポートに取り組んでいます。

(2) 制度融資の取扱状況

株式会社日本政策金融公庫資金11百万円を含め、35百万円の制度資金をご利用いただいております。制度融資などの概要は以下のとおりです。

【農業制度融資などの概要】

○農業近代化資金

農業経営の改善のため、農業用施設（建物・機械など）の整備充実などにより、農業経営の近代化をめざす意欲と能力のある担い手を応援する資金です。

○株式会社日本政策金融公庫資金

借入額が大きく、償還期間が長期にわたるなど、大規模な投資をする方や認定農業者を応援する資金です。農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農業基盤整備資金、中山間地域活性化資金などがあります。

○営農ローン

組合員の農業経営の合理化のため、迅速かつ簡便な借入・返済手続きを備えた、繰返しの借入・返済が自由な資金です。

6. 地域貢献情報

JAは、組合員の営農とくらしを守り、農村の生活文化の向上に向けて運動を展開する運動体と、自らも健全経営に努めることで農業・農村の経済的発展に寄与する経営体である二面性を持っています。組織の経営基盤を強固にし、農業・農村の発展に向けた運動の展開と安全・安心な食料生産に対する国民的合意づくりが、JAの果たす

社会的責務であると考えています。地域社会の一員として、地域金融機関に期待されている機能・役割を果たし、皆さまの信頼にお応えしたいと考えています。

(1) 社会貢献活動

2020年度はコロナ禍により中止となった活動もありましたが、当JAでは下記の活動に取り組んでいます。

① 文化的・社会的貢献に関する事項

ア. 地球環境を守る活動

当JAでは、環境保全の観点から農業用の廃棄ビニールなどの回収運動に取り組むとともに、地域農業や集落営農の推進を通じて、農地の荒廃を防ぎ、多面的機能を持つ水田の保全を図るなど、地球環境を守る活動を展開しています。

ポジティブリスト制度（残留農薬の規制）やトレーサビリティ（生産履歴の記録）の徹底を図り、安全で安心できる農産物の提供に努めています。

また、日々店舗周辺の清掃活動に努めるとともに、2020年に掲げた「SDGs取り組み宣言」の一環としてSDGsクリーンウォークを当JA女性部と合同で取り組んでいます。

イ. 地域住民を守る活動

当JAでは、健康活動の一環として、本店及び各店舗にAED（自動体外式除細動器）や全自動血圧計を設置し、健康に対する意識を高める啓発活動に取り組むとともに、緊急の場合に備えています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、消毒液やサーマルカメラ等を設置しています。

その他、「親と子の交通安全ミュージカル」「アンパンマン交通安全キャラバン」を開催し、こどもたちの交通安全意識の啓発に取り組んでいます。

ウ. 教育文化・次世代活動

当JAでは各地で、食の安全や食育、生活文化活動を中心とした生活教室を開催しています。

地域住民やこどもたちの農業に対する学習に積極的に協力するため、「『彩菜館』農ふれあい教室」を開催しています。

また、「少年サッカー大会」を開催し、次世代を担うこどもたちの健全な育成に取り組むとともに、終活・相続対策セミナーをはじめとする無料相談会を開催し、地域に根ざした活動に取り組んでいます。

工. 地域の防犯活動

全国で子どもに対する痛ましい事件が発生し、大きな社会問題となっています。当JAでは、子どもたちの安全と地域の防犯に寄与するため、「子ども110番のいえ・くるま」「青色防犯パトロール」に取り組んでいます。

オ. 地域生活の見守り活動

組合員や地域住民の皆さまが安心して暮らせる地域づくりや、農村地域の維持活性化のため、日々の訪問活動において「地域見守り活動」に取り組んでいます。

カ. 利用者ネットワーク化への取り組み

農家と消費者との交流を深める場として、「夢彦フェア」を開催するとともに、各支店に設置した支店活動活性化委員会では、JAを拠点とした活動の「場」づくりとして地域に定着する中で、各支店特色ある取り組みを行っています。

また、年金受給者の皆さまによる「年金友の会・夢彦ドリーム倶楽部」を組織し、グラウンドゴルフ大会、親睦旅行などの行事を通して、親睦を図っています。

キ. 情報提供活動

広報誌「夢彦ふれあいだより」、コミュニティー紙「ふれ愛」、ホームページや「ゆめひこブログ」、公式フェイスブック・インスタグラムなどにより、当JAの活動状況等の紹介や、営農や暮らしに役立つ情報などを広く発信しています。

ク. 店舗体制

綾部市、福知山市、舞鶴市の中丹管内に13店舗、ATMを24か所設置し、地域の皆さまにご利用いただいております。

また、京都府内では5JA・94店舗のネットワークを構築しています。

(2)地域貢献情報

①全般に関する事項

当JAは、綾部市、福知山市（一部地域を除く）、舞鶴市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の皆さまが組合員となって、相互扶助（お互いに助けあい、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営されている協同組織で、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開し、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービスなどを提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた地域貢献に努めています。

項目	当期末
組合員数	20,791人
払込済出資総額	1,698,262千円

②地域からの資金調達の状況

ア. 貯金残高

当JAの貯金の期末残高は、160,008百万円となっています。

(単位：千円)

区分	当期末残高
要求払貯金	78,011,747
定期性貯金	81,996,782
定期貯金	79,350,080
定期積金	2,646,702
合計	160,008,530

イ. 貯金商品

組合員の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。取扱商品については、P.14をご覧ください。

③地域への資金供給の状況

ア. 貸出金残高

当JAの貸出金の期末残高は、35,913百万円で、その資金の大半は組合員の皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を原資として、資金を必要とする組合員の皆さまや地方公共団体などにご利用いただいております。

(単位：千円)

種類	当期末残高
組合員(組合員みなしを含む)	30,330,160
うち同一世帯に属する者の貯金担保貸付	19,526
うち非営利法人(地方公共団体を除く。)の貯金担保貸付	—
組合員以外	5,583,469
地方公共団体	4,612,049
地方公社等	—
金融機関	489,000
その他	482,420
合計	35,913,630

7. リスク管理の状況

(1)リスク管理体制

金融の自由化や国際化、ITの進展などにより、JAの行う事業にかかわるリスクは複雑かつ多岐にわたり、また量的にも拡大しています。

このため、経営の安定性・健全性を維持するためには、自己責任に基づきさまざまなリスクを的確に把握し、管理することが必要不可欠です。

当JAでは、各種リスクに迅速かつ適切に対応すべく事業継続計画（BCP）を策定するなど、管理体制の強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、審査部門の独立性を確保するとともに、審査スタッフの充実など、環境の変化に的確かつ機動的に対応できる体制づくりに努めています。また、担当職員に対する貸出業務の研修を実施し、審査能力の向上に努め、審査体制の充実・強化を図っています。

貸出取引において資産の健全性の維持向上を図るため、各支店、担当部署と企画管理部が一体となって資産の自己査定に取り組み、不良債権の把握と、回収・管理に努めています。また、自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、様々な市場のリスク・ファクターの変動によって損失を被るリスクのことです。

主に、市場の金利変動や期間のミスマッチによって調達資金と運用資金の利ざやが縮小・逆転する金利リスク、株式や債券の価格変動が資産価格に減少をもたらす価格変動リスクなどがあります。

当JAでは、市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化や財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

特に、余裕金運用については、「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」で基本的な考え方、体制、具体的な手順を定め、長期的視点に立った運用方針やルールの確立により、適正かつ効率的な運用に努めています。また、ALM委員会では市場リスクの分析や余裕金の運用状況を審議・決定するなど万全のリスク管理体制を整えており、今後もシステム面及びリスク量分析など技術面での充実とリスク管理の一層の高度化を図っています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」を定め、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる諸規程類を整備し、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク管理部署に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応・改善が迅速かつ正確にできるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、事務ミスや不正による間違い、事故により損失を受けるリスクをいいます。

当JAでは、監事及び監査室による監査などにより、経営活動全般にわたる管理、業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、事務事故の発生防止に努めるとともに、事務指導係の設置による事務の統一化、内部牽制の強化に取り組んでいます。また、担当職員の研修会を定期的実施し、厳正で的確な業務の執行と事務能力の向上を図っています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「OA機器運用管理要領」を策定しています。

(2)コンプライアンス（法令遵守）の体制

[コンプライアンス基本方針]

国内外における社会経済情勢の変化等により、協同組合組織の運営のあり方そのものが強く問われています。JA京都にのくにには、協同組合として基本的使命と社会的責任を負っており、法令遵守を他企業以上に徹底することが求められています。

そのために、自己責任原則に基づき徹底した自己規律・自助努力のもと、法令等を遵守しディスクロージャーと説明責任を重視した、透明性の高い業務運営を行ってまいります。現在、JA京都にのくにには、コンプライアンス経営の徹底を目指し、次の事項に取り組んでいます。

- ①コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス実施計画を明確化しています。
- ②コンプライアンス統括部署を設置し、体制強化を図っています。
- ③各部署にコンプライアンス責任者と担当者を選任し、コンプライアンス風土の醸成に努めています。
- ④コンプライアンスに関する役職員研修を実施し、体制強化を図っています。
- ⑤組合員・利用者等からの苦情などに対応する部署を定め、適切に対応します。
- ⑥適正な人事ローテーションを実施し、不正の防止に努めています。
- ⑦JA内部の不正に対し、懲戒委員会設置規程に基づき厳正に対処しています。
- ⑧情報開示に努め、ディスクロージャー誌を各事務所に備えおき、利用者がいつでも情報を入手できるようにしています。
- ⑨社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部・各支店にコンプライアンス責任者及び担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

(3)JAバンク利用者保護等管理方針

京都丹の国農業協同組合（以下「当JA」といいます。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

- ①利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- ②利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- ③利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

*本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者とは当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

(4)金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

事業名	電話番号	受付時間
信用事業	0773-42-1811	8:30~17:00
共済事業	0773-42-1812	8:30~17:00

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

●信用事業

機関名	電話番号
京都弁護士会	075-231-2378
東京弁護士会	03-3581-0031
第一東京弁護士会	03-3595-8588
第二東京弁護士会	03-3581-2249
兵庫県弁護士会	078-341-8227
公益社団法人民間総合調停センター	

※公益社団法人民間総合調停センターのご利用については、①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。
※上記の各弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

●共済事業

機関名
(一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757） https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 http://www.jibai-adr.or.jp/
(公財)日弁連交通事故相談センター https://www.n-tacc.or.jp/
(公財)交通事故紛争処理センター https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

※各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

(5)金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

①組合員・利用者の皆さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、

適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

②組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

③不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。

④電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合にあわせて行うよう努めます。

⑤組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

⑥販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

(6)個人情報保護方針

京都丹の国農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、

特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づ

きご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

(7)金融円滑化にかかる基本の方針

JA京都にのくに(以下、「当JA」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

①当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

②当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

③当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

④当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

⑤当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくはは

東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

⑥当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(ア)専務以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(イ)「金融円滑化協議会」を設置し、金融円滑化の観点からの個別案件にかかる対応の適切性等に関することを協議します。

(ウ)信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(エ)各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

⑦当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(8)マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

京都丹の国農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつまじ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止およ

び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(9)情報セキュリティ基本方針

京都丹の国農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT法その他の情報セキュリティに関する諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用に当たり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

(10) 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持、改善に努めています。

また、内部監査は、当JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき、監事監査や外部の監査・検査と連携しながら実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び事業の効率化等に取り組んだ結果、2020年度末における自己資本比率は14.53%となりました。

(2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の皆さまの普通出資のほか、利益準備金等の内部留保によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	京都丹の国農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,698百万円 (前年度1,735百万円)

また、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

9. 事業のご案内

(1) 主な事業の内容

① 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などの銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

○ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○ 貸出業務

組合員の方への貸し出しをはじめ、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸し出しています。

また、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体・農業関連産業・地元企業などへも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構・日本政策金融公庫などの融資申込みの取り次ぎも行っています。

○為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手などの取り立てが安全・確実・迅速にできます。

○その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、インターネットバンキングなどの取り扱いをしています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預り、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

○取扱商品

商品名	預入期間	預入金額	特 徴	
当座貯金	無制限	1円以上	事業資金などの決済に用いる口座	
普通貯金	無制限	1円以上	個人の財布代わりに、振込や振替などの決済機能を加えるとより便利に（キャッシュカード有）	
普通貯金無利息型（決済用）	無制限	1円以上	ペイオフ全面解禁後も貯金は全額保護されます 無利息で用途は普通貯金に準じます	
成年後見支援貯金	無制限	1円以上	成年後見制度を利用する成年被後見人の方を対象としています 貯金の払い戻しについて、家庭裁判所の「指示書」が必要となります	
納税準備貯金	無制限	1円以上	納税など目的通りの払い出しで非課税に	
総合口座	無制限	1円以上	貯める・借りる・支払うの3機能付き（キャッシュカード有）	
新貯蓄貯金	無制限	1円以上	基準残高(5段階にわかれる)によって、金利の変わる有利な貯蓄性貯金（キャッシュカード有）	
通知貯金	7日以上	5万円以上	資金の一時保管的貯金。7日間経過後は、2日前の通知で払い出しができます	
定期積金	6か月以上 5年以内	1,000円以上	毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと貯める貯金	
積立式定期貯金（エンドレス型）	無制限	1円以上	積立方式を取りながら定期貯金を兼ね備えた有利な貯金	
期日指定定期	3年以内	1円以上 300万円未満	1年が過ぎると、1か月前の予告で、いつでも必要額の払い出しができます	
スーパー定期	1か月以上5年以内	1円以上	期間・金額など幅広く利用できます	
大口定期	1か月以上5年以内	1,000万円以上	金利が他の貯金より有利	
変動金利定期	1年以上3年以内	1円以上	6か月ごとに自動的に金利を見直します	
財形貯蓄	一般財形	3年以上	1円以上 合算で550万円まで 非課税	財形貯蓄(財産形成貯蓄)は、勤労者を対象とした貯蓄（給料からの自動振替で蓄えられます）
	年金財形	5年以上		
	住宅財形			

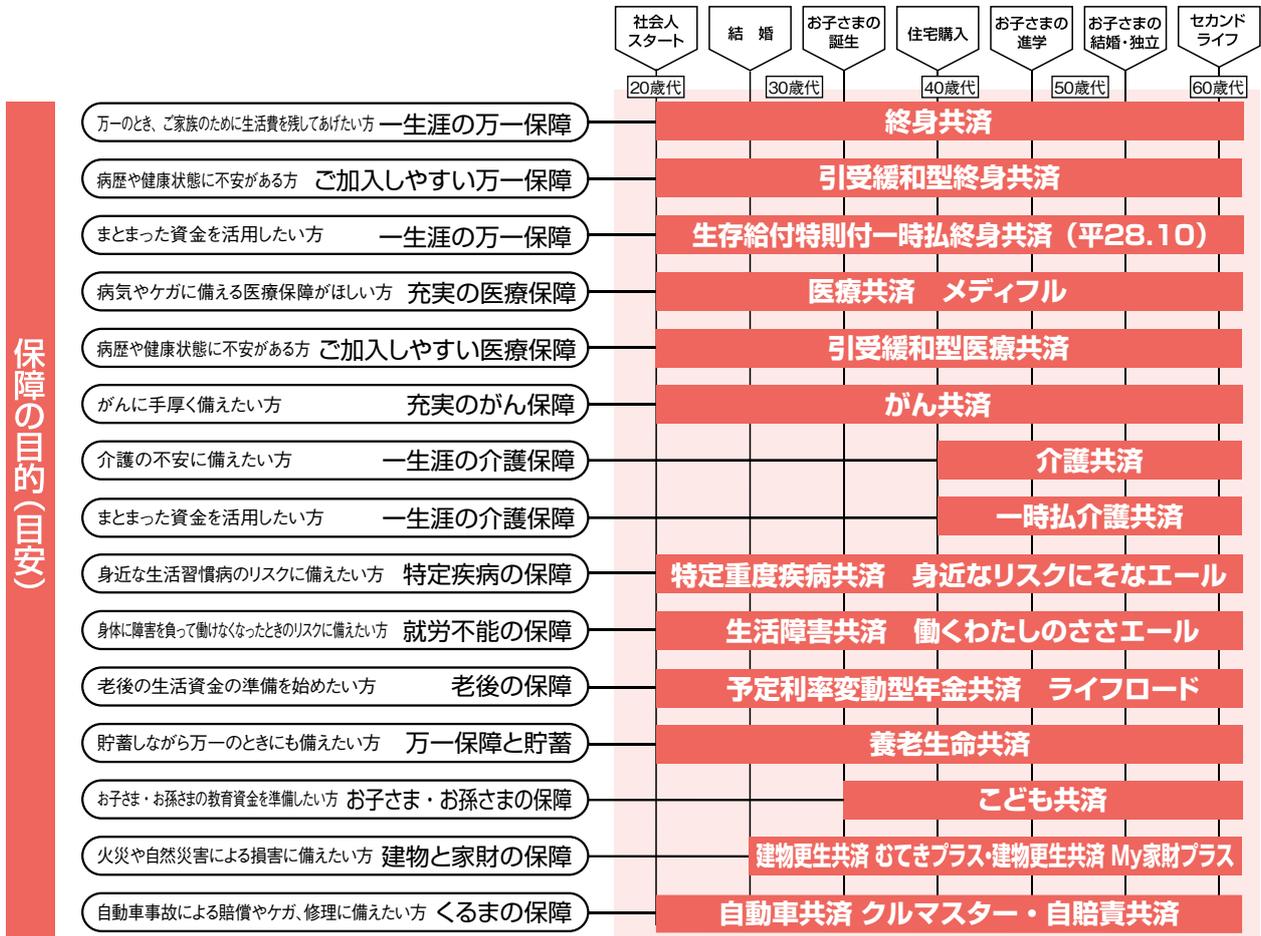
商品名	貸付期間	貸付金額	特 徴
住宅ローン	35年以内	1億円以内	住宅の新築や増改築及び住宅・宅地の購入資金に
リフォームローン	15年以内	1,500万円以内	住宅の増改築・改装・補修などの資金に
賃貸住宅ローン	30年以内	4億円以内	不動産の有効利用に必要な資金に (賃貸住宅の建設・増改築・改装・補修など)
多目的ローン	10年以内	500万円以内	使途自由（営農資金・事業資金・負債整理資金は除きます）
フリーローン	10年以内	500万円以内	使途自由（負債整理資金は除きます）
マイカーローン	10年以内	1,000万円以内	自動車・バイクの購入・車検・修理など車に関する資金に
教育ローン	最長15年以内 (在学期間+9年)	1,000万円以内	就学に必要な入学金・授業料・学費及び生活資金 (ただし、資金使途の確認できるもの)
農業経営資金	20年以内	5,000万円以内	農機具購入・ハウス建設・農地取得・農業運転資金など幅広い資金に
共済担保貸付	10年以内	共済解約返戻金の80%以内	J A共済の契約者等を対象とした資金

このほか、各種資金を取りそろえています。

② 共済事業

JA共済は、皆さまの生命や建物などの大切な財産をトータルに保障しています。

JA共済では、皆さまの生活のうえで必要とされる様々な保障・ニーズにお応えするため、「ひと・いえ・くるま」それぞれに長期共済、短期共済の各商品を取り揃えるなど、生活総合保障を展開しています。



※他にも「定期生命共済」「一時払終身共済(平28.10)」「傷害共済」「火災共済」等をご用意しています。

JA共済の支払実績はもちろんのこと、最近では保険会社の経営の健全性をみる尺度としてソルベンシー・マージン比率がとりあげられています。2021年3月末日現在のJA共済のソルベンシー・マージン比率は1,276.9%となっております。これは経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しています。JA共済は経営の安定性の面でも十分な力をもった組織です。

*ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスクに備えて、どのくらい支払余力(ソルベンシー・マージン)があるかを判断するための経営指標の一つです。

また、万一の火災などの損害を受けたときに大切な建物や家財家具を保障する火災共済、旅行やお祭り・運動会などで起こるさまざまな事故を保障する傷害共済も用意しています。

③購買事業

○生産・生活資材事業

肥料・農薬・飼料・農用資材など農業生産に必要な資材を中心に広域営農経済センターなどで取り扱いをしています。また、農業生産に欠かせない農業機械の供給・充実した修理対応、点検整備を行っています。

生活資材については、日頃必要とされる様々な生活用品を組合員価格で斡旋しています。

○生活施設事業

住宅・農業用倉庫の建設やリフォーム・白蟻防除・太陽光発電など施設住宅に関する品目を、組合員が「安全・安心」して利用いただける事業として、組合員の立場に立った相談業務を行っています。

④販売事業

消費者の皆さまに安全で安心して購入していただける農産物を提供するため、生産履歴（トレーサビリティ）の記帳を徹底しています。また、付加価値の高い特別栽培米や万願寺甘とう・紫ずきんなどの京のブランド野菜を中心に生産拡大に取り組むとともに、茶の生産拡大、品質向上や製造販売も行っています。

また、農産物直売所である「彩菜館」を開設し、安全・安心な地場野菜の提供も行っています。

(2)系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

○JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

○破綻未然防止システム

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,659億円となっています。

○一体的な事業運営の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2020年3月末現在で4,417億円となっています。

10. 手数料のご案内

一般手数料

手 数 料 区 分		金 額
貯 金 業 務	手形用紙交付手数料	1冊(25枚) 1,100円
	小切手用紙交付手数料	1冊(50枚) 1,100円
	自己宛小切手発行手数料	1枚 550円
	署名判登録手数料	1回 5,500円
	マル専口座開設手数料	1口座 3,300円
	マル専手形用紙代	1冊(10枚) 2,200円
	通帳・証書の再発行手数料	1冊又は1通 550円
	カード(キャッシュ・ローン)の再発行手数料	1枚 1,100円
	残高証明書等各種証明書発行手数料	1通 220円
	口座振替手数料	各契約にて決定
貸 出 業 務	全額繰上償還手数料 ※貸付期間10年以上の割賦貸付が対象となります。	2,000万円以上 1件 33,000円
		1,000万円以上 1件 11,000円
		500万円以上 1件 5,500円
		500万円未満 1件 無料
	一部繰上償還手数料(JAネットバンクによる手続きを含む)	1件 無料
	貸付条件変更手数料(本人からの申し入れに限ります) ※住宅ローンに係る固定金利特約選択時の取扱手数料は無料です。	1件 5,500円
そ の 他	残高証明書・利息証明書発行手数料 ※住宅取得に係る年末残高融資証明書は無料です。	1通 220円
	貸付実行時事務手数料(1,000万円超の住宅ローンのみ)	1件 33,000円
	円貨両替手数料 ※枚数をご持参枚数とお受取枚数のいずれが多い方となります。 ※1日に複数回ご利用の場合は合計枚数の手数料となります。	1枚～ 50枚 無料
		51枚～ 100枚 110円
101枚～ 1,000枚 330円		
1,001枚～ 2,000枚 660円		
	2,001枚以上1,000枚毎に330円を加算	
取引履歴照会手数料 ※依頼日から過去10年以内の期間が対象となります。	1口座 550円	
国債証券等振替決済口座管理手数料	1口座1か月 110円	

※上記金額には、消費税が含まれております。

為替手数料

1. 窓口手数料

種別	当組合本・支店あて (自店あて*参照)	系統金融機関あて	他金融機関あて		
送金手数料	1件につき 220円	1件につき 440円	普通扱い (送金小切手) 1件につき 660円		
振込手数料	(電信・文書) 窓口振込	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 220円	3万円未満1件につき 550円	
		3万円以上1件につき 330円	3万円以上1件につき 440円	3万円以上1件につき 770円	
		系統キャッシュ	無料	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 330円
	ATM振込	他行キャッシュ ※1 ATMご利用 手数料参照	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 330円
			3万円以上1件につき 330円	3万円以上1件につき 330円	3万円以上1件につき 550円
	現金	無料	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 330円
			3万円以上1件につき 330円	3万円以上1件につき 330円	3万円以上1件につき 550円
	定時自動振込	無料	3万円未満1件につき 220円	3万円未満1件につき 220円	3万円未満1件につき 440円
			3万円以上1件につき 440円	3万円以上1件につき 440円	3万円以上1件につき 660円
	IB振込	2. インターネットバンキング手数料参照			
代金取立手数料 (隔地間)	1通につき 440円	普通扱い 1通につき 660円	普通扱い 1通につき 660円		
		至急扱い 1通につき 880円	至急扱い 1通につき 880円		
給与振込手数料	無料	無料	1件につき 110円		
その他の諸手数料	送金・振込組戻料	1件につき	660円		
	不渡手形返送料	1通につき	660円		
	取立手形組戻料	1通につき	660円		
	取立手形店頭呈示料	1通につき	660円		
	ただし、660円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。				

※自店あて振込手数料は、無料です。
 ・上記金額には、消費税が含まれております。
 ・視覚障がい者またはその他の障がいのため、ATMの振込が困難な利用者を対象に、窓口受付時の振込手数料について、ATMを利用した場合の手数料と同額といたします。
 ※1 他行カード（JA・JFマリンバンクを除く）を利用して振込取引を行う場合は、上記手数料に加えて、右記3. ATMご利用手数料がかかります。

2. インターネットバンキング手数料

(1) J A ネットバンク

種別	当組合本・支店あて (自店あて*参照)	系統金融機関あて	他金融機関あて
振込手数料	無料	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 330円
		3万円以上1件につき 220円	3万円以上1件につき 550円
利用手数料	無料		

(2) 法人ネットバンク

種別	当組合本・支店あて (自店あて*参照)	系統金融機関あて	他金融機関あて
振込手数料	無料	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 330円
		3万円以上1件につき 220円	3万円以上1件につき 550円
総合振込 手数料	無料	3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 330円
		3万円以上1件につき 220円	3万円以上1件につき 550円
給与・賞与 振込手数料	無料	無料	1件につき 110円
利用手数料	基本サービス（照会、振替、振込）		月額 1,100円
	基本サービス+データ伝送サービス (総合振込・給与賞与振込、口座振替)		月額 3,300円

※自店あて振込手数料は無料です。

3. A T M ご利用手数料

《通常日》

利用時間	利用カード		
	三菱UFJ	提携金融機関	
平日	8:45~18:00	110円	110円
	8:00~8:45	220円	220円
	18:00~21:00		
土曜日	8:00~14:00	110円	110円
	14:00~21:00	220円	220円
日・祝日	8:00~21:00	220円	220円

ATM 利用手数料

当JAのATMを利用した場合

＜通常日＞

利用時間/利用カード		取 引	自JA間	京都市内JA	他府県JA	JFマリンバンク	三菱UFJ銀行	提携金融機関	ゆうちょ銀行	JAカードキャッシング
平日	8:45~18:00	出 金	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	110円	110円	無 料
		入 金				取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会				無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
	8:00~8:45 18:00~21:00	出 金				無 料	110円	220円	220円	110円
		入 金				取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会				無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
土曜日	8:00~14:00	出 金	無 料	無 料	無 料	無 料	110円	110円	110円	無 料
		入 金				取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会				無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
	14:00~21:00	出 金				無 料	110円	220円	220円	110円
		入 金				取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会				無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
日曜・祝日	8:00~21:00	出 金	無 料	無 料	無 料	無 料	110円	220円	220円	110円
		入 金				取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会				無 料	無 料	無 料	無 料	無 料

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	2019年度	2020年度	負債・純資産の部	2019年度	2020年度
1 信用事業資産	155,427,743	161,184,297	1 信用事業負債	154,832,145	160,625,420
(1)現金	906,361	851,663	(1)貯金	154,410,174	160,008,530
(2)預金	115,355,085	118,433,397	(2)借入金	26,610	22,217
系統預金	115,069,870	117,959,832	(3)その他の信用事業負債	395,360	594,672
系統外預金	285,215	473,564	未払費用	38,183	33,439
(3)有価証券	4,485,620	5,927,920	その他の負債	357,177	561,232
国債	—	100,860	2 共済事業負債	894,202	978,701
地方債	2,274,530	3,642,130	(1)共済資金	541,781	545,576
政府保証債	627,540	619,140	(2)未経過共済付加収入	346,021	422,431
社債	1,583,550	1,565,790	(3)共済未払費用	6,176	10,609
(4)貸出金	34,626,952	35,913,630	(4)その他の共済事業負債	222	83
(5)その他の信用事業資産	89,192	90,499	3 経済事業負債	334,155	369,607
未収収益	77,835	76,108	(1)経済事業未払金	271,902	312,703
その他の資産	11,357	14,390	(2)経済受託債務	60,490	56,385
(6)貸倒引当金	▲ 35,469	▲ 32,813	(3)その他の経済事業負債	1,762	519
2 共済事業資産	24,433	23,136	4 雑負債	519,849	537,512
(1)共済貸付金	120	—	(1)未払法人税等	6,840	31,209
(2)その他の共済事業資産	24,314	23,136	(2)資産除去債務	35,302	33,869
(3)貸倒引当金	▲ 1	—	(3)その他の負債	477,707	472,433
3 経済事業資産	845,085	932,262	5 諸引当金	1,181,697	1,134,524
(1)経済事業未収金	502,064	571,538	(1)賞与引当金	56,365	54,695
(2)経済受託債権	21,633	19,359	(2)退職給付引当金	1,060,739	1,002,590
(3)棚卸資産	333,500	350,588	(3)役員退職慰労引当金	61,885	74,799
購買品	95,317	75,901	(4)ポイント引当金	2,707	2,440
その他の棚卸資産	238,182	274,687	6 再評価に係る繰延税金負債	403,052	361,193
(4)その他の経済事業資産	5,668	2,684	負債の部合計	158,165,103	164,006,960
(5)貸倒引当金	▲ 17,781	▲ 11,909	1 組合員資本	8,350,431	8,210,105
4 雑資産	445,076	420,356	(1)出資金	1,735,838	1,698,262
(1)未収還付法人税等	19,624	—	(2)利益剰余金	6,656,801	6,550,035
(2)雑資産	425,452	420,357	利益準備金	3,542,355	3,542,355
(3)貸倒引当金	▲ 0	▲ 0	その他利益剰余金	3,114,446	3,007,679
5 固定資産	2,927,586	2,518,898	特別積立金	2,006,702	2,126,702
(1)有形固定資産	2,926,104	2,517,416	経営基盤安定対策積立金	800,000	660,000
建物	3,954,717	3,896,054	当期末処分剰余金	307,743	220,976
機械装置	537,154	530,405	(うち当期剰余金(▲は損失金))	(192,954)	(▲ 95,588)
土地	2,356,672	2,033,726	(3)処分未済持分	▲ 42,209	▲ 38,191
その他の有形固定資産	702,167	686,146	2 評価・換算差額等	1,073,960	1,039,019
減価償却累計額（控除）	▲ 4,624,607	▲ 4,628,915	(1)その他有価証券評価差額金	208,001	165,267
(2)無形固定資産	1,482	1,482	(2)土地再評価差額金	865,958	873,751
6 外部出資	7,871,012	8,110,008	純資産の部合計	9,424,391	9,249,124
(1)系統出資	7,552,928	7,791,928	負債及び純資産の部合計	167,589,495	173,256,085
(2)系統外出資	308,104	308,100			
(3)子会社等出資	9,980	9,980			
7 繰延税金資産	48,557	67,125			
資産の部合計	167,589,495	173,256,085			

2. 損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	2019年度	2020年度	科 目	2019年度	2020年度
1 事業総利益	2,316,800	2,226,973	(9)保管事業収益	10,690	9,558
事業収益	5,500,389	5,436,221	(10)保管事業費用	10,532	9,467
事業費用	3,183,589	3,209,247	保管事業総利益	157	90
(1)信用事業収益	1,205,034	1,129,202	(11)利用事業収益	294,594	293,444
資金運用収益	1,099,392	1,056,915	(12)利用事業費用	227,047	206,252
(うち預金利息)	(563,313)	(557,078)	(うち貸倒引当金戻入益)	(▲9)	(▲0)
(うち有価証券利息)	(45,923)	(44,865)	利用事業総利益	67,547	87,191
(うち貸出金利息)	(433,917)	(398,676)	(13)その他経済事業収益	1,365	770
(うちその他受入利息)	(56,237)	(56,294)	(14)その他経済事業費用	—	—
役務取引等収益	40,606	39,356	その他経済事業総利益	1,365	770
その他事業直接収益	25,390	—	(15)指導事業収入	26,936	11,026
その他経常収益	39,645	32,931	(16)指導事業支出	22,764	20,032
(2)信用事業費用	350,625	335,451	指導事業収支差額	4,171	▲9,005
資金調達費用	52,472	46,676	2 事業管理費	2,178,744	2,061,895
(うち貯金利息)	(45,285)	(40,984)	(1)人件費	1,738,587	1,641,296
(うち給付補填備金繰入)	(3,290)	(2,004)	(2)業務費	147,622	128,296
(うち借入金利息)	(296)	(208)	(3)諸税負担金	84,725	83,557
(うちその他支払利息)	(3,599)	(3,478)	(4)施設費	197,066	192,393
役務取引等費用	14,050	13,870	(5)その他事業管理費	10,743	16,351
その他経常費用	284,102	274,904	事業利益	138,055	165,078
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲180)	(▲2,655)	3 事業外収益	139,861	145,908
信用事業総利益	854,408	793,751	(1)受取雑利息	1,783	1,832
(3)共済事業収益	1,132,954	1,100,445	(2)受取出資配当金	96,104	111,511
共済付加収入	1,048,980	1,031,550	(3)賃貸料	17,797	18,924
共済貸付金利息	2	—	(4)雑収入	24,176	13,640
その他の収益	83,972	68,894	(5)貸倒引当金戻入益	—	0
(4)共済事業費用	50,674	56,682	4 事業外費用	1,082	1,373
共済借入金利息	2	—	(1)雑損失	1,082	1,373
共済推進費	29,676	33,704	(2)貸倒引当金繰入	0	—
共済保全費	5,174	5,315	経常利益	276,835	309,613
その他の費用	15,821	17,662	5 特別利益	9,833	20,287
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(—)	(1)固定資産処分益	103	1,366
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(▲1)	(2)一般補助金	5,755	18,465
共済事業総利益	1,082,280	1,043,762	(3)罹災に係る共済金等	3,947	—
(5)購買事業収益	2,160,220	2,130,438	(4)その他の特別利益	27	455
購買品供給高	2,075,578	2,076,143	6 特別損失	59,167	415,379
(購買手数料)	(264,209)	(241,276)	(1)固定資産処分損	39,432	4,977
修理サービス料	67,953	36,727	(2)固定資産圧縮損	5,755	18,465
その他の収益	16,689	17,567	(3)減損損失	11,096	388,591
(6)購買事業費用	1,957,272	1,941,160	(4)罹災損失	2,883	—
購買品供給原価	1,811,368	1,834,866	(5)外部出資評価損	—	2,999
購買品供給費	104,445	79,349	(6)その他の特別損失	—	345
その他の費用	41,458	26,944	税引前当期利益(▲は損失)	227,500	▲85,478
(うち貸倒引当金繰入額)	(7,968)	(—)	7 法人税、住民税及び事業税	9,154	54,009
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(▲5,870)	8 法人税等調整額	25,391	▲43,898
購買事業総利益	202,947	189,277	法人税等合計	34,545	10,110
(7)販売事業収益	680,834	762,551	当期剰余金(▲は損失金)	192,954	▲95,588
販売品販売高	593,378	681,164	当期首繰越剰余金	112,021	124,358
販売手数料	50,265	61,272	土地再評価差額金取崩額	2,766	▲7,793
その他の収益	37,190	20,114	経営基盤安定対策積立金取崩額	—	200,000
(8)販売事業費用	576,913	641,415	当期未処分剰余金	307,743	220,976
販売品販売原価	535,463	617,751			
販売費	5,445	7,939			
その他の費用	36,004	15,724			
(うち貸倒引当金繰入額)	(1)	(—)			
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(▲1)			
販売事業総利益	103,921	121,135			

3. キャッシュ・フロー計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	2019年度	2020年度	科 目	2019年度	2020年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー			雑利息及び出資配当金の受取額	97,888	113,343
税引前当期利益(▲は損失)	227,500	▲ 85,478	雑利息の支払額	—	—
減価償却費	45,173	46,713	法人税等の支払額	▲ 121,359	▲ 29,640
減損損失	11,096	388,591	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,767,433	784,082
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	7,782	▲ 8,528	2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
償与引当金の増減額(▲は減少)	▲ 3,661	▲ 1,670	有価証券の取得による支出	▲ 1,083,708	▲ 2,109,205
退職給付引当金の増減額(▲は減少)	▲ 64,098	▲ 58,148	有価証券の売却等による収入	1,905,877	607,905
その他引当金等の増減額(▲は減少)	▲ 46,202	12,646	金銭の信託の増加による支出	—	—
信用事業資金運用収益	▲ 1,099,108	▲ 1,056,652	金銭の信託の減少による収入	—	—
信用事業資金調達費用	52,472	46,676	固定資産の取得による支出	▲ 118,766	▲ 98,597
共済貸付金利息	▲ 2	—	固定資産の売却による収入	34,683	49,902
共済借入金利息	2	—	補助金の受入による収入	5,755	18,465
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 97,888	▲ 113,343	外部出資による支出	▲ 709,050	▲ 242,096
支払雑利息	—	—	外部出資の売却等による収入	—	100
為替差損益 (▲は益)	—	—	資産除去債務履行による支出	—	—
有価証券関係損益(▲は益)	▲ 25,674	▲ 262	投資活動によるキャッシュ・フロー	34,791	▲ 1,773,524
固定資産売却損益(▲は益)	39,329	3,610	3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
外部出資関係損益(▲は益)	—	2,999	設備借入れによる収入	—	—
資産除去債務関連費用	87	▲ 1,432	設備借入金の返済による支出	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			出資の増額による収入	273	405
貸出金の純増(▲)減	832,266	▲ 1,286,678	出資の払戻しによる支出	▲ 33,963	▲ 37,981
預金の純増(▲)減	▲ 2,570,000	▲ 4,050,000	回転出資金の受入による収入	—	—
貯金の純増減(▲)	3,740,528	5,598,356	回転出資金の払戻しによる支出	—	—
信用事業借入金の純増減(▲)	▲ 12,728	▲ 4,392	持分の取得による支出	▲ 25,384	▲ 13,195
その他信用事業資産の増(▲)減	13,268	▲ 3,033	持分の譲渡による収入	12,712	17,213
その他信用事業負債の増減(▲)	▲ 310,275	207,045	出資配当金の支払額	▲ 3,479	▲ 3,384
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 49,841	▲ 36,943
共済貸付金の純増(▲)減	4,440	120	4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
共済借入金の純増減(▲)	▲ 3,490	—	5 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	1,752,383	▲ 1,026,386
共済資金の純増減(▲)	59,158	3,795	6 現金及び現金同等物の期首残高	999,063	2,751,447
未経過共済付加収入の純増減(▲)	30,973	76,410	7 現金及び現金同等物の期末残高	2,751,447	1,725,061
その他共済事業資産の増(▲)減	401	1,178			
その他共済事業負債の増減(▲)	3,137	4,293			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	41,604	▲ 69,473			
経済受託債権の純増(▲)減	16,359	2,274			
棚卸資産の純増(▲)減	▲ 30,829	▲ 17,088			
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	▲ 16,610	40,800			
経済受託債務の純増減(▲)	▲ 20,203	▲ 4,105			
その他経済事業資産の増(▲)減	▲ 2,997	2,983			
その他経済事業負債の増減(▲)	456	▲ 1,243			
(その他の資産及び負債の増減)					
その他資産の増減	▲ 77,710	31,027			
その他負債の増減	▲ 34,983	▲ 22,212			
未払消費税の増減額	▲ 16,716	10,631			
信用事業資金運用による収入	1,152,555	1,058,349			
信用事業資金調達による支出	▲ 54,509	▲ 54,380			
共済貸付金利息による収入	78	—			
共済借入金利息による支出	▲ 78	—			
事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	—			
小 計	1,790,904	700,379			

4. 注記表

2019年度	2020年度
<p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>○子会社株式…移動平均法による原価法</p> <p>○その他有価証券</p> <p>・時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>・時価を把握することが極めて困難と認められるもの…移動平均法による原価法</p> <p>なお、取得価格と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>○購買品…総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p> <p>○その他の棚卸資産…主に個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領・経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権</p>	<p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>○子会社株式…移動平均法による原価法</p> <p>○その他有価証券</p> <p>・時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>・時価を把握することが極めて困難と認められるもの…移動平均法による原価法</p> <p>なお、取得価格と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>○購買品…総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p> <p>○その他の棚卸資産…主に個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領・経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権</p>

2019年度	2020年度
<p>の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外（正常先及び要注意先）の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、査定対象資産を直接管理している部署が資産査定を実施し、本店担当部署が二次査定及び当該部署から独立した企画管理部が三次査定した結果を監査室が検証したうえで、上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の額の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(5) ポイント引当金 JA事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で表示をしています。</p> <p>【会計方針の変更に関する注記】 ○棚卸資産の評価方法 購買品の評価方法は、従来、売価還元低価法によっていましたが、より適正な在庫金額及び期間損益計算を行うことを目的とした購買基本システムの更新を行ったことを契機に、当事業年度より総平均法に変更しています。</p>	<p>の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外（正常先及び要注意先）の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、査定対象資産を直接管理している部署が資産査定を実施し、本店担当部署が二次査定及び当該部署から独立した企画管理部が三次査定した結果を監査室が検証したうえで、上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の額の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(5) ポイント引当金 JA事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で表示をしています。</p>

2019年度	2020年度
<p>当該会計方針の変更については、当事業年度の期首に新システムが稼働したことから、過去の事業年度においては品目別受払データの記録方法が異なるため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは実務上不可能であり、前事業年度末の購買品の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微です。</p> <p>【表示方法の変更に関する注記】</p> <p>○損益計算書の表示方法</p> <p>農業協同組合施行規則の改正に伴い、損益計算書に事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を損益計算書に表示しています。</p>	<p>【表示方法の変更に関する注記】</p> <p>○会計上の見積り開示会計基準</p> <p>新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より税効果会計・減損会計に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p> <p>【会計上の見積りに関する注記】</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 131,051千円（相殺前繰延税金資産の額）</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>次年度以降の課税所得の見積りにについては、2021年3月に作成した第25年度（2021年度）事業計画を基礎に、中期的な業績見通しを考慮の上、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実行税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 388,591千円（減損損失の額）</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループにつ</p>

2019年度	2020年度																												
<p>【貸借対照表に関する注記】</p> <p>1. 有形固定資産の圧縮記帳額 国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は52,474千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>10,969千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>34,488千円</td> </tr> <tr> <td>その他有形固定資産</td> <td>7,017千円</td> </tr> </table> <p>なお、合併前取得資産は帳簿価額を引き継いでいます。</p> <p>2. リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、Compass-JA（一式）、信用JASTEMシステム（一式）、A T M、共済端末機、公用車等については、リース契約により使用しています。 ○オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものはありません。</p> <p>3. 担保に供している資産 担保に供している資産はありません。</p> <p>4. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額</p> <table border="0"> <tr> <td>子会社等に対する金銭債権の総額</td> <td>7,569千円</td> </tr> <tr> <td>子会社等に対する金銭債務の総額</td> <td>10,035千円</td> </tr> </table> <p>5. 役員に対する金銭債権・債務の総額</p> <table border="0"> <tr> <td>理事、監事に対する金銭債権の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金銭債権</td> <td>26,990千円</td> </tr> </table> <p>理事、監事に対する金銭債務はありません。</p>	建物	10,969千円	機械装置	34,488千円	その他有形固定資産	7,017千円	子会社等に対する金銭債権の総額	7,569千円	子会社等に対する金銭債務の総額	10,035千円	理事、監事に対する金銭債権の総額		金銭債権	26,990千円	<p>いての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、2021年3月に作成した第25年度（2021年度）事業計画を基礎に、中期的な業績見直しを考慮の上算出しており、2021年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>【貸借対照表に関する注記】</p> <p>1. 有形固定資産の圧縮記帳額 国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は69,817千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>23,854千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>40,068千円</td> </tr> <tr> <td>その他有形固定資産</td> <td>5,895千円</td> </tr> </table> <p>なお、合併前取得資産は帳簿価額を引き継いでいます。</p> <p>2. リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、Compass-JA（一式）、信用JASTEMシステム（一式）、A T M、共済端末機、公用車等については、リース契約により使用しています。 ○オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものはありません。</p> <p>3. 担保に供している資産 担保に供している資産はありません。</p> <p>4. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額</p> <table border="0"> <tr> <td>子会社等に対する金銭債権の総額</td> <td>7,555千円</td> </tr> <tr> <td>子会社等に対する金銭債務の総額</td> <td>13,044千円</td> </tr> </table> <p>5. 役員に対する金銭債権・債務の総額</p> <table border="0"> <tr> <td>理事、監事に対する金銭債権の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金銭債権</td> <td>4,600千円</td> </tr> </table> <p>理事、監事に対する金銭債務はありません。</p>	建物	23,854千円	機械装置	40,068千円	その他有形固定資産	5,895千円	子会社等に対する金銭債権の総額	7,555千円	子会社等に対する金銭債務の総額	13,044千円	理事、監事に対する金銭債権の総額		金銭債権	4,600千円
建物	10,969千円																												
機械装置	34,488千円																												
その他有形固定資産	7,017千円																												
子会社等に対する金銭債権の総額	7,569千円																												
子会社等に対する金銭債務の総額	10,035千円																												
理事、監事に対する金銭債権の総額																													
金銭債権	26,990千円																												
建物	23,854千円																												
機械装置	40,068千円																												
その他有形固定資産	5,895千円																												
子会社等に対する金銭債権の総額	7,555千円																												
子会社等に対する金銭債務の総額	13,044千円																												
理事、監事に対する金銭債権の総額																													
金銭債権	4,600千円																												

2019年度	2020年度
<p>6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 (1) 貸出金のうち、破綻先債権額2,451千円、延滞債権額は109,757千円です。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (2) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,780千円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。 (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,989千円です。 なお、(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ○再評価を行った年月日 2000年3月31日 ○再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 894,413千円 ○同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しています。</p>	<p>6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 (1) 貸出金のうち、破綻先債権額2,391千円、延滞債権額は102,463千円です。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (2) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,580千円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。 (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は107,436千円です。 なお、(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ○再評価を行った年月日 2000年3月31日 ○再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 900,424千円 ○同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しています。</p>

2019年度		2020年度		
【損益計算書に関する注記】		【損益計算書に関する注記】		
1. 子会社等との取引額の総額		1. 子会社等との取引額の総額		
(1) 子会社等との取引による収益総額	16,577千円	(1) 子会社等との取引による収益総額	5,965千円	
うち事業取引高	16,577千円	うち事業取引高	5,965千円	
うち事業取引以外の取引高	なし	うち事業取引以外の取引高	なし	
(2) 子会社等との取引による費用総額	5,464千円	(2) 子会社等との取引による費用総額	12,449千円	
うち事業取引高	5,464千円	うち事業取引高	12,449千円	
うち事業取引以外の取引高	なし	うち事業取引以外の取引高	なし	
2. 減損損失		2. 減損損失		
(1) グループिंगの方法と共用資産の概要		(1) グループिंगの方法と共用資産の概要		
<p>当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用共済事業は統括支店ごと、経済事業（購買（農機センター及び葬祭センター除く）・販売）は広域営農経済センターごとに、一般資産としてグループングしています。</p> <p>一般支店については、統括支店とのキャッシュ・フローが相互補完的であるため、統括支店グループに含まれる資産としています。</p> <p>地域農業振興係については、各広域営農経済センターとのキャッシュ・フローが相互補完的であるため、広域営農経済センターグループに含まれる資産としています。</p> <p>購買事業のうち、農機センター及び葬祭センターは、センター単位での収支把握が可能なため、一般資産としてグループングしています。</p> <p>保管事業・利用事業（共同乾燥調製施設・育苗センター・種子センター・その他利用事業）については、施設単位での収支把握は困難なため、事業別にグループングを決定しています。また、業務外固定資産（遊休固定資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。</p> <p>また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産としています。</p>		<p>当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用共済事業は統括支店ごと、経済事業（購買（農機センター除く）・販売）は広域営農経済センターごとに、一般資産としてグループングしています。</p> <p>一般支店については、統括支店とのキャッシュ・フローが相互補完的であるため、統括支店グループに含まれる資産としています。</p> <p>地域農業振興係については、各広域営農経済センターとのキャッシュ・フローが相互補完的であるため、広域営農経済センターグループに含まれる資産としています。</p> <p>購買事業のうち、農機センターはセンター単位での収支把握が可能なため、一般資産としてグループングしています。</p> <p>保管事業・利用事業（共同乾燥調製施設・育苗センター・種子センター・その他利用事業）については、施設単位での収支把握は困難なため、事業別にグループングを決定しています。また、業務外固定資産（遊休固定資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。</p> <p>また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産としています。</p>		
(2) 当期に減損を認識した固定資産は、以下のとおりです。		(2) 当期に減損を認識した固定資産は、以下のとおりです。		
①減損損失を計上した資産または資産グループの概要及び減損損失の金額		①減損損失を計上した資産または資産グループの概要及び減損損失の金額		
(主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳)		(主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳)		
2019年度		2019年度		
場	所	用途	その他	金額
三和栗選果場	福知山市	遊休固定資産	業務外固定資産	9千円（土地 9千円）
旧大江農機センター	福知山市	遊休固定資産	業務外固定資産	159千円（土地 159千円）
舞鶴西部ライスセンター	舞鶴市	遊休固定資産	業務外固定資産	9,733千円（土地 9,733千円）
全農移管施設	福知山市・舞鶴市	遊休固定資産	業務外固定資産	632千円（土地 632千円）
旧河東店舗用地	福知山市	遊休固定資産	業務外固定資産	2千円（土地 2千円）
山家集荷場	綾部市	賃貸固定資産	業務外固定資産	35千円（土地 35千円）
三和ローソン	福知山市	賃貸固定資産	業務外固定資産	120千円（土地 120千円）
夢彦モータープール	舞鶴市	賃貸固定資産	業務外固定資産	401千円（土地 401千円）
合計				11,096千円（土地 11,096千円）

2019年度				2020年度			
2020年度							
場	所	用途	その他	金額			
綾部広域営農経済センター	綾部市	事業用店舗	業務用固定資産	39,316千円	(土地 23,946千円)	建物等	15,369千円)
綾部東部地域農業振興係	綾部市	事業用店舗	業務用固定資産	5,651千円	(土地 4,835千円)	建物等	816千円)
綾部西部地域農業振興係	綾部市	事業用店舗	業務用固定資産	7,654千円	(土地 7,542千円)	建物等	112千円)
福知山広域営農経済センター	福知山市	事業用店舗	業務用固定資産	17,294千円	(土地 15,168千円)	建物等	2,125千円)
三和地域農業振興係	福知山市	事業用店舗	業務用固定資産	21,754千円	(土地 17,902千円)	建物等	3,851千円)
夜久野地域農業振興係	福知山市	事業用店舗	業務用固定資産	4,734千円	(土地 4,734千円)	建物等	－千円)
大江地域農業振興係	福知山市	事業用店舗	業務用固定資産	21,169千円	(土地 20,000千円)	建物等	1,168千円)
舞鶴広域営農経済センター	舞鶴市	事業用店舗	業務用固定資産	11,280千円	(土地 9,619千円)	建物等	1,661千円)
舞鶴西部地域農業振興係	舞鶴市	事業用店舗	業務用固定資産	7,058千円	(土地 7,058千円)	建物等	－千円)
保管事業資産	全域	事業用店舗	業務用固定資産	58,189千円	(土地 49,535千円)	建物等	8,654千円)
共同乾燥調製施設資産	全域	事業用店舗	業務用固定資産	69,876千円	(土地 69,362千円)	建物等	513千円)
万願寺甘とう検品場	福知山市・舞鶴市	事業用店舗	業務用固定資産	16,235千円	(土地 7,952千円)	建物等	8,283千円)
彩菜館	全域	事業用店舗	業務用固定資産	8,124千円	(土地 －千円)	建物等	8,124千円)
旧大江農機センター	福知山市	遊休固定資産	業務外固定資産	13,771千円	(土地 13,771千円)	建物等	－千円)
全農移管施設	福知山市・舞鶴市	遊休固定資産	業務外固定資産	513千円	(土地 513千円)	建物等	－千円)
旧八田支店	綾部市	遊休固定資産	業務外固定資産	15千円	(土地 15千円)	建物等	－千円)
旧三和栗選果場	福知山市	遊休固定資産	業務外固定資産	13千円	(土地 13千円)	建物等	－千円)
中夜久野倉庫	福知山市	遊休固定資産	業務外固定資産	3,062千円	(土地 3,062千円)	建物等	－千円)
旧大江育苗センター	福知山市	遊休固定資産	業務外固定資産	0千円	(土地 0千円)	建物等	－千円)
旧河東店舗用地	福知山市	遊休固定資産	業務外固定資産	2千円	(土地 2千円)	建物等	－千円)
旧舞鶴西部ライスセンター	舞鶴市	遊休固定資産	業務外固定資産	3,008千円	(土地 －千円)	建物等	3,008千円)
舞鶴東支店	舞鶴市	遊休固定資産	業務外固定資産	53,124千円	(土地 41,133千円)	建物等	11,991千円)
山家集荷場	綾部市	賃貸固定資産	業務外固定資産	4,479千円	(土地 4,479千円)	建物等	－千円)
栗町茶倉庫	綾部市	賃貸固定資産	業務外固定資産	7,197千円	(土地 7,197千円)	建物等	－千円)
三和ローソン	福知山市	賃貸固定資産	業務外固定資産	119千円	(土地 119千円)	建物等	－千円)
旧菟原支店	福知山市	賃貸固定資産	業務外固定資産	156千円	(土地 156千円)	建物等	－千円)
旧有路支店	福知山市	賃貸固定資産	業務外固定資産	1,391千円	(土地 1,391千円)	建物等	－千円)
鬼和味	福知山市	賃貸固定資産	業務外固定資産	6,876千円	(土地 6,876千円)	建物等	－千円)
七日市精米所等	舞鶴市	賃貸固定資産	業務外固定資産	6,520千円	(土地 6,520千円)	建物等	－千円)
合 計				388,591千円	(土地 322,912千円)	建物等	65,679千円)

②減損損失の認識に至った経緯

舞鶴西部ライスセンターについては、期中に施設の閉鎖を決定したため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産については、賃貸中のものも含めて遊休状態にあることから減損の兆候に該当しています。これらについては早期処分対象であり、処分可能額が帳簿価額を下回ったものについては、その差額を減損損失として認識しました。

②減損損失の認識に至った経緯

綾部広域営農経済センター、綾部東部地域農業振興係、綾部西部地域農業振興係、福知山広域営農経済センター、三和地域農業振興係、夜久野地域農業振興係、大江地域農業振興係、舞鶴広域営農経済センター、舞鶴西部地域農業振興係、保管事業資産、共同乾燥調製施設資産、万願寺甘とう検品場、彩菜館については、当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、事業利益の改善が難しいことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、舞鶴東支店については、期中に施設の移転を決定したため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産については、賃貸中のものも含めて遊休状態にあることから減損の兆候に該当しています。これらについては早期処分対象であり、処分可能額が帳簿価額を下回ったものについては、その差額を減損損失として認識しました。

2019年度	2020年度
<p>③回収可能価額の算出方法 事業用店舗、遊休固定資産及び賃貸固定資産の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。</p> <p>3. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法(追加情報) 当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。</p> <p>【金融商品に関する注記】</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を京都府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金は、日本政策金融公庫資金をはじめとした各農業制度資金の転貸資金借入金です。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p>	<p>③回収可能価額の算出方法 事業用店舗、遊休固定資産及び賃貸固定資産の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。</p> <p>3. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。</p> <p>【金融商品に関する注記】</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を京都府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金は、日本政策金融公庫資金をはじめとした各農業制度資金の転貸資金借入金です。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p>

2019年度	2020年度
<p>②市場リスクの管理</p> <p>ア. 市場リスクの管理体制</p> <p>当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。</p> <p>運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>イ. 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）</p> <p>当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が374,866千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>	<p>②市場リスクの管理</p> <p>ア. 市場リスクの管理体制</p> <p>当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。</p> <p>運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>イ. 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）</p> <p>当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が324,241千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>

2019年度				2020年度			
<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>				<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>			
<p>2 金融商品の時価等に関する事項</p>				<p>2 金融商品の時価等に関する事項</p>			
<p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載していません。</p>				<p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載していません。</p>			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	115,355,085	115,359,949	4,864	預 金	118,433,397	118,434,941	1,543
有 価 証 券	4,485,620	4,485,620	—	有 価 証 券	5,927,920	5,927,920	—
その他有価証券	4,485,620	4,485,620	—	その他有価証券	5,927,920	5,927,920	—
貸 出 金	34,626,952	—	—	貸 出 金	35,913,630	—	—
貸倒引当金	▲ 35,469	—	—	貸倒引当金	▲ 32,813	—	—
貸出金(貸倒引当金控除後)	34,591,483	35,987,244	1,395,760	貸出金(貸倒引当金控除後)	35,880,816	37,127,714	1,246,898
資 産 計	154,432,189	155,832,814	1,400,624	資 産 計	160,242,134	161,490,576	1,248,441
貯 金	154,410,174	154,443,510	33,336	貯 金	160,008,530	160,040,197	31,667
負 債 計	154,410,174	154,443,510	33,336	負 債 計	160,008,530	160,040,197	31,667
<p>(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>				<p>(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>			
<p>(2) 金融商品の時価の算定方法</p>				<p>(2) 金融商品の時価の算定方法</p>			
<p>【資産】</p>				<p>【資産】</p>			
<p>①預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。 満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>				<p>①預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。 満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>			
<p>②有価証券 債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。</p>				<p>②有価証券 債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。</p>			
<p>③貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p>				<p>③貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p>			

2019年度		2020年度	
【負債】 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。 また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 (単位：千円)		【負債】 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。 また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 (単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
外部出資	7,871,012	外部出資	8,110,008
<small>注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。</small>		<small>注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。</small>	

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

2019年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	115,355,062	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	300,000	—	—	—	3,900,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	300,000	—	—	—	3,900,000
貸 出 金	2,369,965	1,979,284	1,896,294	1,816,504	1,733,272	24,798,928
合 計	117,725,027	2,279,284	1,896,294	1,816,504	1,733,272	28,698,928

注1. 貸出金のうち、当座貸越385,440千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
 2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等32,702千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

2020年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	118,433,382	—	—	—	—	—
有 価 証 券	300,000	—	—	—	—	5,400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	300,000	—	—	—	—	5,400,000
貸 出 金	2,433,134	2,025,952	1,947,487	1,880,298	1,812,444	25,784,060
合 計	121,166,516	2,025,952	1,947,487	1,880,298	1,812,444	31,184,060

注1. 貸出金のうち、当座貸越314,474千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
 2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等30,252千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

2019年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	145,569,182	4,811,008	3,234,560	421,426	373,995	—
合 計	145,569,182	4,811,008	3,234,560	421,426	373,995	—

注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

2020年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	152,788,908	3,427,338	3,169,320	401,617	221,346	—
合 計	152,788,908	3,427,338	3,169,320	401,617	221,346	—

注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

2019年度					2020年度				
【有価証券に関する注記】					【有価証券に関する注記】				
1. 有価証券の時価および評価差額					1. 有価証券の時価および評価差額				
(1) その他有価証券で時価のあるもの					(1) その他有価証券で時価のあるもの				
(単位：千円)					(単位：千円)				
種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額※	種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額※
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地方債	2,274,530	2,099,114	175,415	貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—
	政 府 保証債	627,540	600,000	27,540		地方債	2,260,120	2,099,290	160,829
	社 債	1,583,550	1,498,055	85,494		政 府 保証債	619,140	600,000	19,140
	合 計	4,485,620	4,197,169	288,450		社 債	1,565,790	1,498,163	67,626
<small>※上記評価差額から繰延税金負債80,448千円を差し引いた額208,001千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 なお、貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものはありません。</small>					<small>※上記評価差額から繰延税金負債63,920千円を差し引いた額165,267千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</small>				
2. 当期中に売却したその他有価証券					2. 減損処理を行った有価証券				
(単位：千円)					(単位：千円)				
		売却額	売却益	売却損			売却額	売却益	売却損
地方債		822,169	25,390	—	当期中において、(株)農協観光の株式について2,999千円の減損処理を行っています。				
合 計		822,169	25,390	—	時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。				
【退職給付に関する注記】					【退職給付に関する注記】				
1. 退職給付					1. 退職給付				
(1) 退職給付制度の概要					(1) 退職給付制度の概要				
職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき、退職給付の一部に充てるため、京都府農林漁業団体職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。退職金共済制度の積立額は、763,839千円です。					職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき、退職給付の一部に充てるため、京都府農林漁業団体職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。退職金共済制度の積立額は、756,333千円です。				
(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表					(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表				
		期首における退職給付引当金	1,124,837千円				期首における退職給付引当金	1,060,739千円	
		退職給付費用	48,987千円				退職給付費用	39,505千円	
		退職給付の支払額	▲113,086千円				退職給付の支払額	▲97,654千円	
		期末における退職給付引当金	1,060,739千円				期末における退職給付引当金	1,002,590千円	

2019年度	2020年度
(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
退職給付債務 1,060,739千円	退職給付債務 1,002,590千円
退職給付引当金 1,060,739千円	退職給付引当金 1,002,590千円
(4) 退職給付に関連する損益	(4) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付金 48,987千円	簡便法で計算した退職給付費用 39,505千円
特定退職金共済制度への拠出金(注) 60,886千円	特定退職金共済制度への拠出金(注) 57,250千円
臨時に支払った割増退職金 6,134千円	臨時に支払った割増退職金 2,361千円
退職給付費用 116,008千円	退職給付費用 99,116千円
(注)特定退職金共済制度への拠出金60,886千円は「人件費」で処理しています。	(注)特定退職金共済制度への拠出金57,250千円は「人件費」で処理しています。
2. 農林年金統合に係る特例業務負担金の金額	2. 農林年金統合に係る特例業務負担金の金額
人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,222千円を含めて計上しています。	人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,564千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された2020年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は277,545千円となっています。	なお、同組合より示された2021年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は242,130千円となっています。
【税効果会計に関する注記】	【税効果会計に関する注記】
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 295,840千円	退職給付引当金 279,622千円
賞与引当金 16,333千円	賞与引当金 15,254千円
役員退職慰労金引当金 17,259千円	役員退職慰労引当金 20,861千円
土地・固定資産減損損失等 269,464千円	土地・固定資産減損損失等 337,516千円
資産除去債務 9,845千円	資産除去債務 9,446千円
繰越欠損金 4,092千円	その他 14,213千円
その他 12,830千円	小計 676,914千円
小計 625,667千円	評価性引当額 (▲545,863千円)
評価性引当額 (▲496,630千円)	計 131,051千円
計 129,036千円	繰延税金負債
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金 ▲63,920千円
その他有価証券評価差額金 ▲80,448千円	資産除去債務に対応する費用 ▲5千円
資産除去債務に対応する費用 ▲30千円	計 ▲63,925千円
計 ▲80,479千円	繰延税金資産の純額 67,125千円
繰延税金資産の純額 48,557千円	

2019年度	2020年度																										
<p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.89%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.23%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">▲5.89%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">3.01%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">▲11.25%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.19%</td> </tr> <tr> <td>税効果適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">15.18%</td> </tr> </table> <p>【キャッシュ・フロー計算書に関する注記】</p> <p>1. 現金及び現金同等物の資金の範囲</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">116,261,447千円</td> </tr> <tr> <td>別段預金、定期性預金及び譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">▲113,510,000千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,751,447千円</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	27.89%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.23%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲5.89%	住民税均等割等	3.01%	評価性引当額の増減	▲11.25%	その他	0.19%	税効果適用後の法人税等の負担率	15.18%	現金及び預金勘定	116,261,447千円	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲113,510,000千円	現金及び現金同等物	2,751,447千円	<p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <p>税引前当期損失を計上しているため、注記を省略しています。</p> <p>【キャッシュ・フロー計算書に関する注記】</p> <p>1. 現金及び現金同等物の資金の範囲</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">119,285,061千円</td> </tr> <tr> <td>別段預金、定期性預金及び譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">▲117,560,000千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">1,725,061千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	119,285,061千円	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲117,560,000千円	現金及び現金同等物	1,725,061千円
法定実効税率 (調整)	27.89%																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.23%																										
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲5.89%																										
住民税均等割等	3.01%																										
評価性引当額の増減	▲11.25%																										
その他	0.19%																										
税効果適用後の法人税等の負担率	15.18%																										
現金及び預金勘定	116,261,447千円																										
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲113,510,000千円																										
現金及び現金同等物	2,751,447千円																										
現金及び預金勘定	119,285,061千円																										
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲117,560,000千円																										
現金及び現金同等物	1,725,061千円																										

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2019年度	2020年度
1 当期末処分剰余金 (うち繰越剰余金)	307,743 (112,021)	220,976 (124,358)
2 剰余金処分額	183,384	103,316
(1)任意積立金	180,000	100,000
特別積立金	120,000	—
経営基盤安定対策積立金	60,000	100,000
(2)出資配当金	3,384	3,316
(年率)	(0.2%)	(0.2%)
3 次期繰越剰余金	124,358	117,660

(注) 1. 経営基盤安定対策積立金は、事業経営の安定と諸施設の改修・処分・減損損失などによる臨時損失や会計基準変更等による多額の費用に備えるため、出資金総額の2分の1を目標に積み立てます。また、積み立てる場合は、当期剰余金の5%以上を基準として積み立てます。

なお、取崩基準は次の通りです。

①事業利益が大幅に減少した場合等、事業基盤に重大な影響が発生したとき

②諸施設の改修・処分・減損損失等による臨時損失や会計基準変更等により多額の費用を要するとき

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

2019年度 20,000,000円
2020年度 20,000,000円

6. 部門別損益計算書

2019年度

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,512,631	1,205,034	1,132,954	2,323,989	826,131	24,521	
事業費用 ②	3,195,830	350,625	50,674	1,992,843	784,811	16,875	
事業総利益 (①-②) ③	2,316,800	854,408	1,082,280	331,146	41,319	7,645	
事業管理費 ④	2,178,744	716,120	678,918	497,431	156,072	130,202	
（うち減価償却費） ⑤	(45,173)	(15,788)	(7,822)	(15,373)	(5,181)	(1,008)	
（うち人件費） ⑥	(1,738,587)	(567,904)	(576,914)	(372,282)	(110,275)	(111,210)	
※うち共通管理費 ⑦		143,500	135,696	90,284	29,430	16,188	▲ 415,099
（うち減価償却費） ⑧		(5,678)	(5,369)	(3,572)	(1,164)	(640)	(▲ 16,426)
（うち人件費） ⑨		(108,048)	(102,172)	(67,979)	(22,159)	(12,189)	(▲ 312,549)
事業利益 (③-④) ⑩	138,055	138,288	403,362	▲ 166,284	▲ 114,753	▲ 122,556	
事業外収益 ⑪	139,861	73,263	46,134	14,746	4,059	1,657	
※うち共通分 ⑫		14,695	13,896	9,245	3,013	1,657	▲ 42,509
事業外費用 ⑬	1,082	374	353	235	76	42	
※うち共通分 ⑭		374	353	235	76	42	▲ 1,082
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	276,835	211,177	449,143	▲ 151,773	▲ 110,770	▲ 120,941	
特別利益 ⑯	9,833	3,399	3,214	2,138	697	383	
※うち共通分 ⑰		3,399	3,214	2,138	697	383	▲ 9,833
特別損失 ⑱	59,167	20,454	19,341	12,868	4,194	2,307	
※うち共通分 ⑲		20,454	19,341	12,868	4,194	2,307	▲ 59,167
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) ⑳	227,500	194,122	433,015	▲ 162,503	▲ 114,268	▲ 122,865	
営農指導事業分配賦額 ㉑		38,088	44,133	24,179	16,463	▲ 122,865	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑-⑳) ㉒	227,500	156,034	388,882	▲ 186,683	▲ 130,732		

※ ⑥、⑩、⑫、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

※ 上記の事業収益、事業費用の合計欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、各事業間の内部損益（事業収益12,241千円、事業費用12,241千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	34.57	32.69	21.75	7.09	3.90	100.00
営農指導事業費	31.00	35.92	19.68	13.40		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	167,589,495	155,427,743	24,541	613,758	230,768	-	11,292,683
総資産(共通資産配分後)	167,589,495	159,331,624	3,716,119	3,069,916	1,031,420	440,414	
（うち固定資産）	(2,926,335)	(1,019,910)	(873,106)	(681,759)	(245,035)	(106,523)	

1. 共通資産の他部門への配分基準

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

2. 配分割合(1の配分基準で算出した配分の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	34.57	32.69	21.75	7.09	3.90	100.00

2020年度

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,437,436	1,129,202	1,100,445	2,483,311	716,013	8,464	
事業費用 ②	3,210,463	335,451	56,682	2,120,599	683,410	14,318	
事業総利益 (①-②) ③	2,226,973	793,751	1,043,762	362,712	32,602	▲ 5,854	
事業管理費 ④	2,061,895	679,161	665,108	463,809	139,930	113,884	
（うち減価償却費） ⑤	(46,713)	(16,709)	(8,302)	(15,938)	(4,881)	(881)	
（うち人件費） ⑥	(1,641,296)	(533,990)	(563,963)	(346,379)	(99,611)	(97,350)	
※うち共通管理費 ⑦		145,587	140,908	93,995	26,428	14,584	▲ 421,502
（うち減価償却費） ⑧		(5,884)	(5,695)	(3,799)	(1,068)	(589)	(▲ 17,036)
（うち人件費） ⑨		(108,895)	(105,396)	(70,306)	(19,767)	(10,908)	(▲ 315,274)
事業利益 (③-④) ⑩	165,078	114,589	378,654	▲ 101,097	▲ 107,328	▲ 119,739	
事業外収益 ⑪	145,908	80,828	47,906	13,076	2,952	1,144	
※うち共通分 ⑫		11,429	11,062	7,379	2,074	1,144	▲ 33,090
事業外費用 ⑬	1,373	474	459	306	86	47	
※うち共通分 ⑭		474	459	306	86	47	▲ 1,373
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	309,613	194,943	426,100	▲ 88,327	▲ 104,461	▲ 118,641	
特別利益 ⑯	20,287	7,007	6,782	4,524	1,272	701	
※うち共通分 ⑰		7,007	6,782	4,524	1,272	701	▲ 20,287
特別損失 ⑱	415,379	143,472	138,861	92,629	26,044	14,372	
※うち共通分 ⑲		143,472	138,861	92,629	26,044	14,372	▲ 415,379
税引前当期利益 (⑮+⑰-⑲) ⑳	▲ 85,478	58,478	294,021	▲ 176,433	▲ 129,233	▲ 132,312	
営農指導事業分配賦額 ㉑		40,064	47,447	27,295	17,504	▲ 132,312	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑-⑲) ㉒	▲ 85,478	18,414	246,574	▲ 203,729	▲ 146,738		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑲は、各事業に直課できない部分

※ 上記の事業収益、事業費用の合計欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、各事業間の内部損益（事業収益1,215千円、事業費用1,215千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	34.54	33.43	22.30	6.27	3.46	100.00
営農指導事業費	30.28	35.86	20.63	13.23		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	173,256,085	161,192,614	25,559	714,090	217,827	-	11,105,992
総資産(共通資産配分後)	173,256,085	165,028,624	3,738,292	3,190,727	914,173	384,267	
（うち固定資産）	(2,517,506)	(885,076)	(776,323)	(578,289)	(195,105)	(82,710)	

1. 共通資産の他部門への配分基準

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

2. 配分割合(1の配分基準で算出した配分の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	34.54	33.43	22.30	6.27	3.46	100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

2021年6月25日

京都丹の国農業協同組合

代表理事組合長 迫沼 満壽

8. 会計監査人の監査

2020年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	6,315,200	5,980,341	5,892,640	5,512,631	5,437,436
信用事業収益	1,364,249	1,323,280	1,243,746	1,205,034	1,129,202
共済事業収益	1,273,513	1,239,324	1,186,639	1,132,954	1,100,445
農業関連事業収益	2,660,711	2,449,931	2,580,202	2,323,989	2,483,311
生活その他事業収益	985,830	942,839	856,107	826,131	716,013
営農指導事業収益	30,896	24,965	25,945	24,521	8,464
経 常 利 益	360,977	361,591	484,517	276,835	309,613
当期剰余金(▲は損失金)	263,316	117,317	▲ 108,019	192,954	▲ 95,588
出 資 金	1,823,804	1,799,779	1,769,529	1,735,838	1,698,262
(出 資 口 数)	(3,647,609)	(3,599,558)	(3,539,058)	(3,471,677)	(3,396,524)
純 資 産 額	9,324,123	9,401,987	9,334,968	9,424,391	9,249,124
総 資 産 額	162,897,691	163,693,805	164,251,043	167,589,495	173,256,085
貯 金 残 高	148,852,162	150,040,142	150,669,646	154,410,174	160,008,530
貸 出 金 残 高	33,178,162	33,572,362	35,459,218	34,626,952	35,913,630
有 価 証 券 残 高	5,001,139	3,743,120	5,356,320	4,485,620	5,927,920
出 資 配 当 の 額	5,417	3,550	3,479	3,384	3,316
職 員 数	367人	356人	339人	321人	306人
単体自己資本比率	16.85%	16.90%	15.25%	14.99%	14.53%

注1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

2. 信託業務の取り扱いはありません。

3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円,%)

項 目	2019年度	2020年度	増 減
資金運用収支	1,046,919	1,010,238	▲ 36,680
役務取引等収支	26,556	25,485	▲ 1,070
その他信用事業収支	▲ 219,067	▲ 241,973	▲ 22,905
信用事業粗利益	854,408	793,751	▲ 60,657
(信用事業粗利益率)	0.55	0.49	▲ 0.06
事業粗利益	2,612,794	2,534,213	▲ 78,580
(事業粗利益率)	1.52	1.43	▲ 0.09
事業純益		472,318	
実質事業純益		472,318	
コア事業純益		472,318	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)		472,318	

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円,%)

項 目	2019年度			2020年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	154,652,074	1,068,545	0.69	158,994,542	1,000,621	0.62
うち 預 金	113,722,679	563,313	0.49	118,553,942	557,078	0.46
有 価 証 券	5,001,809	71,313	1.42	5,067,240	44,865	0.88
貸 出 金	35,927,585	433,917	1.20	35,373,360	398,676	1.12
資 金 調 達 勘 定	154,334,775	48,873	0.03	159,331,886	43,197	0.02
うち 貯 金・定 積	154,301,868	48,576	0.03	159,306,361	42,989	0.02
譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
借 入 金	32,906	296	0.90	25,524	208	0.81
総 資 金 利 ざ や			0.29			0.27

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(または中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項 目	2019年度増減額	2020年度増減額
受 取 利 息	▲ 45,280	▲ 42,533
うち 貸 出 金	▲ 9,129	▲ 35,241
有 価 証 券	1,825	▲ 1,057
預 金	▲ 37,976	▲ 6,235
支 払 利 息	▲ 13,518	▲ 5,675
うち 貯 金	▲ 13,293	▲ 5,586
譲 渡 性 貯 金	—	—
借 入 金	▲ 225	▲ 88
差 引	▲ 31,761	▲ 36,858

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(または中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:千円,%)

種 類	2019年度		2020年度		増 減
流 動 性 貯 金	68,784,622	(44.5)	75,435,575	(47.3)	6,650,952
定 期 性 貯 金	85,504,802	(55.4)	83,861,374	(52.6)	▲ 1,643,427
そ の 他 の 貯 金	12,443	(0.1)	9,411	(0.1)	▲ 3,031
計	154,301,868	(100.0)	159,306,361	(100.0)	5,004,493
譲 渡 性 貯 金	—	(—)	—	(—)	—
合 計	154,301,868	(100.0)	159,306,361	(100.0)	5,004,493

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位:千円,%)

種 類	2019年度		2020年度		増 減
定 期 貯 金	79,972,258	(100.0)	79,350,080	(100.0)	▲ 622,178
うち固定金利定期	79,944,285	(99.9)	79,328,983	(99.9)	▲ 615,301
変動金利定期	27,973	(0.1)	21,096	(0.1)	▲ 6,876

- ②1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

種 類	2019年度	2020年度	増 減
手 形 貸 付	—	—	—
証 書 貸 付	35,531,975	35,034,291	▲ 497,684
当 座 貸 越	395,610	339,069	▲ 56,541
割 引 手 形	—	—	—
合 計	35,927,585	35,373,360	▲ 554,225

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円,%)

種 類	2019年度		2020年度		増 減
固定金利貸出	25,927	(74.9)	26,934	(75.0)	1,007
変動金利貸出	8,270	(23.9)	8,636	(24.1)	366
そ の 他	428	(1.2)	341	(0.9)	▲ 87
合 計	34,626	(100.0)	35,913	(100.0)	1,288

- ②1. () 内は構成比です。
 2. 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないものです。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	2019年度	2020年度	増 減
貯金・定期積金等	378	308	▲ 70
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	23	14	▲ 9
計	402	322	▲ 80
農業信用基金協会保証	23,835	25,152	1,317
そ の 他 保 証	4,281	5,179	898
計	28,116	30,331	2,215
信 用	6,107	5,259	▲ 848
合 計	34,626	35,913	1,287

④ 債務保証の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円,%)

種 類	2019年度	2020年度	増 減
設 備 資 金	28,514 (82.3)	30,612 (85.2)	2,098
運 転 資 金	6,112 (17.7)	5,292 (14.8)	▲ 820
合 計	34,626 (100.0)	35,913 (100.0)	1,287

⑤ () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円,%)

種 類	2019年度	2020年度	増 減
農 業	372 (1.1)	382 (1.1)	10
林 業	54 (0.2)	52 (0.2)	▲ 2
水 産 業	91 (0.3)	88 (0.3)	▲ 3
製 造 業	2,607 (7.5)	2,850 (7.9)	243
鉱 業	190 (0.5)	214 (0.6)	24
建 設 業	1,037 (3.0)	1,090 (3.0)	53
不 動 産 業	98 (0.3)	95 (0.3)	▲ 3
電気・ガス・熱供給・水道業	183 (0.5)	206 (0.6)	23
運 輸 ・ 通 信 業	765 (2.2)	834 (2.3)	69
卸売・小売業・飲食店	409 (1.2)	437 (1.2)	28
サ ー ビ ス 業	2,620 (7.6)	2,838 (7.8)	218
金 融 ・ 保 険 業	1,000 (2.9)	745 (2.1)	▲ 255
地 方 公 共 団 体	5,190 (15.0)	4,612 (12.8)	▲ 578
そ の 他	20,005 (57.7)	21,464 (59.8)	1,459
う ち 個 人	19,979 (57.6)	21,436 (59.7)	1,457
う ち 法 人	25 (0.1)	28 (0.1)	3
合 計	34,626 (100.0)	35,913 (100.0)	1,287

⑥ () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位:千円,%)

種 類	2019年度	2020年度	増 減
農 業	380,502 (100.0)	443,877 (100.0)	63,374
穀作	92,783 (24.4)	94,325 (21.3)	1,541
野菜・園芸	52,053 (13.7)	53,901 (12.1)	1,848
果樹・樹園農業	1,636 (0.4)	— (—)	▲ 1,636
工芸作物	20,888 (5.5)	16,328 (3.7)	▲ 4,559
養豚・肉牛・酪農	6,655 (1.7)	6,770 (1.5)	115
養鶏・養卵	5,669 (1.5)	5,342 (1.2)	▲ 326
養蚕	— (—)	— (—)	—
その他農業	200,817 (52.8)	267,209 (60.2)	66,391
農業関連団体等	— (—)	— (—)	—
合 計	380,502 (100.0)	443,877 (100.0)	63,374

⑦ 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

4. () 内は構成比です。

【資金種類別】

〔貸出金〕

(単位：千円,%)

種 類	2019年度		2020年度		増 減
プロパー資金	340,016	(89.4)	407,979	(91.9)	67,963
農業制度資金	40,486	(10.6)	35,898	(8.1)	▲ 4,588
農業近代化資金	1,641	(0.4)	—	(—)	▲ 1,641
その他制度資金	38,845	(10.2)	35,898	(8.1)	▲ 2,947
合 計	380,502	(100.0)	443,877	(100.0)	63,374

- ①1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。
4. () 内は構成比です。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

債 権 区 分	2019年度	2020年度	増 減
破綻先債権額	2,451	2,391	▲ 60
延滞債権額	109,757	102,463	▲ 7,293
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	3,780	2,580	▲ 1,200
合 計	115,989	107,436	▲ 8,553

- ①1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。
3. 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）をいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年度	53,923	6,916	16,183	30,822	53,923
	2020年度	96,622	5,961	61,075	29,585	96,622
危 険 債 権	2019年度	58,285	658	57,626	—	58,285
	2020年度	8,233	—	7,837	33	7,870
要 管 理 債 権	2019年度	3,780	3,397	—	97	3,495
	2020年度	2,580	2,099	—	66	2,166
小 計	2019年度	115,989	10,973	73,810	30,920	115,704
	2020年度	107,436	8,061	68,912	29,685	106,659
正 常 債 権	2019年度	34,528,665				
	2020年度	35,822,989				
合 計	2019年度	34,644,655				
	2020年度	35,930,425				

⑨ 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
2. 危険債権
経営破綻の状態にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
3. 要管理債権
3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
4. 正常債権
上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

〈自己査定債務者区分〉

信用事業 以外の 与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	その他の 債権
破綻先		
実質破綻先		
破綻懸念先		
要管理先		
その他要注意先		
正常先		

- 破綻先
法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先
法的形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先
現時経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
i 3か月以上延滞債権
ii 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
iii 貸出条件緩和債権
iv 経営的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

〈金融再生法債権区分〉

信用事業 以外の 与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	その他の 債権
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

〈リスク管理債権〉

信用事業 以外の 与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	その他の 債権
破綻先債権		
延滞債権		
3か月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		

- 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

対象債権

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2019年度					2020年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,539	4,646	—	2,539	4,646	4,646	3,194	—	4,646	3,194
個別貸倒引当金	33,109	30,822	—	33,109	30,822	30,822	29,619	—	30,822	29,619
合 計	35,649	35,469	—	35,649	35,469	35,469	32,813	—	35,469	32,813

⑫ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		2019年度		2020年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	35,364	207,312	34,138	222,220
	金額	18,800,229	37,527,752	22,895,282	46,538,388
代金取立為替	件数	22	15	19	1
	金額	19,922	29,118	6,555	3,577
雑 為 替	件数	3,108	1,512	3,008	1,475
	金額	6,044,688	5,449,316	7,464,985	6,500,290
合 計	件数	38,494	208,839	37,165	223,696
	金額	24,864,840	43,006,187	30,366,823	53,042,256

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	2019年度	2020年度	増 減
国 債	—	23,034	23,034
地 方 債	2,407,043	2,941,577	534,533
政 府 保 証 債	1,089,691	601,108	▲ 488,582
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	1,505,073	1,501,519	▲ 3,553
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	5,001,809	5,067,240	65,430

(注) 貸付有価証券はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
2019年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	303,990	—	—	434,840	1,535,700	—	2,274,530
政府保証債	—	—	—	—	—	627,540	—	627,540
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	860,800	—	722,750	—	1,583,550
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
2020年度								
国 債	—	—	—	—	—	100,860	—	100,860
地 方 債	300,540	—	—	—	430,920	2,910,670	—	3,642,130
政府保証債	—	—	—	—	—	619,140	—	619,140
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	852,000	—	713,790	—	1,565,790
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 残高は貸借対照表価額です。なお、満期保有目的の有価証券は取得価額(月末簿価)、その他有価証券は時価を貸借対照表価額としています。

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

【売買目的有価証券】

(単位：千円)

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表 計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表 計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

【満期保有目的の債券】

(単位：千円)

	種 類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	

【その他有価証券】

(単位：千円)

	種 類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	4,485,620	4,197,169	288,450	4,445,050	4,197,453	247,596
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	2,274,530	2,099,114	175,415	2,260,120	2,099,290	160,829
	政府保証債	627,540	600,000	27,540	619,140	600,000	19,140
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,583,550	1,498,055	85,494	1,565,790	1,498,163	67,626
その他の証券	—	—	—	—	—	—	
小 計	4,485,620	4,197,169	288,450	4,445,050	4,197,453	247,596	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	100,860	101,278	▲ 418
	地 方 債	—	—	—	1,382,010	1,400,000	▲ 17,990
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	
小 計	—	—	—	1,482,870	1,501,278	▲ 18,408	
合 計		4,485,620	4,197,169	288,450	5,927,920	5,698,732	229,187

② 金銭の信託の時価情報

【運用目的の金銭の信託】

(単位：千円)

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

【満期保有目的の金銭の信託】

(単位：千円)

	2019年度					2020年度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

【その他の金銭の信託】

(単位：千円)

	2019年度					2020年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

- ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引
該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 共済取扱実績

① 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	2019年度		2020年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	3,900,404	165,511,081	4,390,756	156,675,043
定期生命共済	444,500	1,482,000	388,500	1,728,500
養老生命共済	532,490	35,737,440	523,290	31,402,113
こども共済	274,700	10,551,420	333,900	9,788,420
医療共済	103,500	8,310,750	32,000	7,561,150
がん共済	—	948,500	—	916,000
定期医療共済	—	570,700	—	558,000
介護共済	409,874	3,251,075	250,821	3,313,152
年金共済	—	350,900	—	290,900
建物更生共済	74,649,720	320,047,539	85,314,820	305,291,946
合 計	80,040,488	536,209,986	90,900,188	507,736,805

- 注1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、年金共済は付加された定期特約金額）です。
2. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

② 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	2019年度		2020年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	2,104	58,843	2,488	58,634
がん共済	452	20,124	412	19,815
定期医療共済	—	2,189	—	2,084
合 計	2,557	81,156	2,901	80,534

注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

③ 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	2019年度		2020年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	531,586	4,895,407	354,034	4,872,697
生活障害共済(一時金型)	93,000	210,000	264,500	414,500
生活障害共済(定期年金型)	12,100	56,980	10,400	51,580
特定重度疾病共済	—	—	563,100	556,100

注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

④ 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	2019年度		2020年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	774,444	4,344,388	331,363	4,359,599
年金開始後	—	1,511,862	—	1,513,408
合 計	774,444	5,856,250	331,363	5,873,008

注) 金額は、年金金額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

⑤ 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	2019年度		2020年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	99,020,700	69,492	95,947,320	67,543
自 動 車 共 済		676,201		668,881
傷 害 共 済	68,777,000	6,283	36,470,000	5,618
定 額 定 期 生 命 共 済	20,000	87	20,000	90
賠 償 責 任 共 済		382		485
自 賠 責 共 済		79,457		67,748
合 計		831,905		810,368

(注) 金額は、保障金額を表示しています。

3. 営農経済事業

(1) 購買事業

① 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類	2019年度			2020年度			
	供給原価	粗収益	供給高	供給原価	粗収益	供給高	
生 産 資 材	肥 料	244,775	46,408	291,183	240,372	46,525	286,897
	農 薬	158,641	33,102	191,744	166,860	34,020	200,881
	飼 料	42,229	3,849	46,078	41,866	3,452	45,318
	農 業 機 械	420,023	47,891	467,915	468,850	52,687	521,538
	農 具	1,730	505	2,236	1,292	292	1,584
	生 産 資 材	222,385	38,242	260,627	274,065	39,148	313,214
小 計	1,089,785	170,000	1,259,786	1,193,309	176,126	1,369,435	
資 材	生 活 施 設	296,632	20,069	316,702	237,843	16,563	254,407
	石 油 類	10,083	247	10,331	8,557	195	8,753
	生 活 資 材	35,427	11,362	46,790	34,987	10,615	45,603
	耐 久 生 活 資 材	57,990	7,913	65,904	71,992	8,651	80,644
	葬 祭	88,053	26,242	114,295	74,301	4,884	79,185
	そ の 他 生 活 資 材	83,881	3,722	87,603	82,457	2,646	85,103
	米	69,739	8,641	78,381	63,150	7,346	70,497
	食 品	79,773	16,008	95,782	68,266	14,246	82,513
小 計	721,582	94,209	815,791	641,557	65,150	706,707	
合 計	1,811,368	264,209	2,075,578	1,834,866	241,276	2,076,143	

(2) 販売事業

① 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	2019年度			2020年度		
	取扱高	手数料	精算額	取扱高	手数料	精算額
米 麦	43,526	1,691	41,834	40,473	1,864	38,608
雑 穀	103,142	4,125	99,017	70,276	3,513	66,762
採 種	35,689	1,759	33,930	26,693	1,361	25,332
青 果	508,227	20,329	487,898	520,121	26,002	494,118
花 き	719	28	690	626	31	595
果 樹	5,703	228	5,475	4,010	200	3,809
林 産	36,119	1,444	34,674	44,958	2,248	42,710
畜 産 物	178,909	2,879	176,030	142,853	3,743	139,109
彩 菜 館	275,627	11,026	264,601	295,032	14,593	280,439
そ の 他	11,400	338	11,061	7,362	203	7,159
小 計	1,199,065	43,851	1,155,214	1,152,409	53,761	1,098,647
茶	160,005	6,414	153,591	150,216	7,510	142,705
合 計	1,359,071	50,265	1,308,806	1,302,625	61,272	1,241,353

※ 買取販売品販売高に係る取扱高は含みません。

② 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	2019年度			2020年度		
	当期販売原価	当期販売高	当期粗収益	当期販売原価	当期販売高	当期粗収益
米	535,463	593,378	57,915	617,751	681,164	63,412
合 計	535,463	593,378	57,915	617,751	681,164	63,412

(3) 保管事業

(単位：千円)

項 目		2019年度	2020年度
収 益	保 管 料	8,559	8,603
	荷 役 料	1,335	111
	そ の 他 の 収 益	795	843
	計	10,690	9,558
費 用	保 管 材 料 費	10,532	9,467
	計	10,532	9,467
	差 引	157	90

(4) 利用事業

(単位：千円)

施設名	項目	2019年度	2020年度
共同乾燥調整施設	処理量 (t)	2,151	2,234
	収益	68,035	73,262
	費用	42,745	35,114
	差引損益	25,289	38,148
育苗センター	販売量 (c/s)	193,358	186,398
	収益	152,781	145,407
	費用	123,941	112,967
	差引損益	28,840	32,440
種子センター	収益	4,634	4,438
	費用	2,607	2,758
	差引損益	2,027	1,680
その他	収益	69,142	70,334
	費用	57,752	55,411
	差引損益	11,389	14,923
合計	収益	294,594	293,444
	費用	227,047	206,252
	差引損益	67,547	87,191

(5) 指導事業

(単位：千円)

項目		2019年度	2020年度
収入	賦課金	14,181	—
	指導事業補助金	3,972	3,684
	実費収入	8,782	7,342
	計	26,936	11,026
支出	営農改善費	16,875	14,318
	生活改善費	2,841	2,833
	教育文化費	3,047	2,879
	計	22,764	20,032
収支差額		4,171	▲ 9,005

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	2019年度	2020年度	増 減
総資産経常利益率	0.16	0.17	0.01
資本経常利益率	3.03	3.34	0.31
総資産当期純利益率	0.11	▲ 0.05	▲ 0.16
資本当期純利益率	2.11	▲ 1.03	▲ 3.14

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率
 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		2019年度	2020年度	増 減
貯貸率	期 末	22.42	22.44	0.02
	期 中 平 均	23.28	22.20	▲ 1.08
貯証率	期 末	2.90	3.70	0.80
	期 中 平 均	3.24	3.18	▲ 0.06

- (注) 1. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	2019 年度	2020 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,347,046	8,206,789
うち、出資金及び資本準備金の額	1,735,838	1,698,262
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,656,801	6,550,035
うち、外部流出予定額 (▲)	3,384	3,316
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 42,209	▲ 38,191
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,750	3,240
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,750	3,240
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	228,422	166,717
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,580,219	8,376,747
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,482	1,482
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,482	1,482
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,482	1,482
自己資本		
自己資本の額 (イ)-(ロ)	8,578,737	8,375,264
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,344,821	52,875,805
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	173,956	499,411
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 1,095,055	▲ 735,534
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	1,269,011	1,234,945
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,877,503	4,732,117
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	57,222,325	57,607,923
自己資本比率		
自己資本比率 (イ)/(ニ)	14.99%	14.53%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが保有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	2019年度			2020年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a x 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a x 4%
現金	906,361	-	-	851,663	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	101,472	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	7,351,577	-	-	8,207,172	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体等金融機構向け	800,081	80,008	3,200	800,081	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,300,965	69,960	2,798	1,301,051	69,970	2,798
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	115,361,603	23,072,320	922,892	118,437,754	23,687,551	947,502
法人等向け	48,851	38,246	1,529	36,092	30,409	1,216
中小企業等及び個人向け	4,037,834	2,720,308	108,812	4,710,687	2,551,939	102,077
抵当権付住宅ローン	699,931	244,143	9,765	779,653	271,621	10,864
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	22,434	722	28	15,714	574	22
取立未済手形	11,357	2,271	90	14,337	2,867	114
信用保証協会等保証付	23,847,444	2,377,732	95,109	25,163,945	2,509,636	100,385
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	120	-	-	-	-	-
出資等	654,652	654,652	26,186	654,648	654,648	26,185
(うち出資などのエクスポージャー)	654,652	654,652	26,186	654,648	654,648	26,185
(うち重要な出資などのエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	10,992,030	22,910,499	916,419	10,693,791	22,597,175	903,887
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,946,397	19,865,993	794,639	7,945,716	19,864,290	794,571
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,045,633	3,044,505	121,780	2,748,075	2,732,884	109,315
証券化	-	-	-	-	-	-
(うち S T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非 S T C 適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマナード方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,269,011	50,760	-	1,234,945	49,397
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	-	▲ 1,095,055	▲ 43,802	-	▲ 735,534	▲ 29,421
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	166,035,245	52,344,821	2,093,792	171,768,068	52,875,805	2,115,032
C V A リスク相当額 ÷ 8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	166,035,245	52,344,821	2,093,792	171,768,068	52,875,805	2,115,032
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		所要自己資本額
<基礎的手法>	a		b = a x 4%	a		b = a x 4%
	4,877,503		195,100	4,732,117		189,284
所要自己資本額	a		b = a x 4%	a		b = a x 4%
	57,222,325		2,288,893	57,607,923		2,304,316

- 注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・簡潔清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	2019年度				2020年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等		三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等		三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
国内	166,035,245	34,644,656	4,206,250	22,434	171,768,068	35,930,372	5,709,354	15,714
国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	166,035,245	34,644,656	4,206,250	22,434	171,768,068	35,930,372	5,709,354	15,714
法人	農業	83,428	83,428	—	—	75,226	75,226	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	6,361	6,361	—	—	4,832	4,832	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,300,965	—	1,300,965	—	1,301,051	—	1,301,051
	金融・保険業	116,903,079	730,037	800,081	—	119,742,529	490,356	800,081
	卸売・小売・飲食・サービス業	10,156	10,156	—	—	8,366	8,262	—
日本国政府・地方公共団体	7,295,610	5,190,407	2,105,202	481	8,220,463	4,612,242	3,608,221	
上記以外	7,895,710	24,698	—	—	8,131,000	20,992	—	
個人	28,616,731	28,599,566	—	21,952	30,730,473	30,718,458	—	15,610
その他	3,923,200	—	—	—	3,554,122	—	—	—
業種別残高計	166,035,245	34,644,656	4,206,250	22,434	171,768,068	35,930,372	5,709,354	15,714
1年以下	115,614,704	253,101	—	—	119,021,869	282,974	301,139	—
1年超3年以下	815,248	514,240	301,007	—	456,099	456,099	—	—
3年超5年以下	667,957	667,957	—	—	662,619	662,619	—	—
5年超7年以下	2,281,031	1,480,949	800,081	—	2,140,946	1,340,865	800,081	—
7年超10年以下	3,819,789	3,416,989	402,799	—	4,367,423	3,964,724	402,699	—
10年超	30,487,295	27,784,933	2,702,361	—	32,984,944	28,779,510	4,205,433	—
期間の定めのないもの	12,349,219	526,484	—	—	12,134,164	443,577	—	—
残存期間別残高計	166,035,245	34,644,656	4,206,250	22,434	171,768,068	35,930,372	5,709,354	15,714

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他デリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2019年度					2020年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,559	4,750	—	2,559	4,750	4,750	3,240	—	4,750	3,240
個別貸倒引当金	42,909	48,500	—	42,909	48,500	48,500	41,483	—	48,500	41,483
合 計	45,469	53,251	—	45,469	53,251	53,251	44,723	—	53,251	44,723

※ 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	2019年度					2020年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	42,909	48,500	—	42,909	48,500	—	48,500	41,483	—	48,500	41,483	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 計	42,909	48,500	—	42,909	48,500	—	48,500	41,483	—	48,500	41,483	—
法 人	農 業	1,012	626	—	1,012	626	—	626	36	—	626	36
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	104	—	—	104	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	41,896	47,874	—	41,896	47,874	—	47,874	41,342	—	47,874	41,342	
業 種 別 計	42,909	48,500	—	42,909	48,500	—	48,500	41,483	—	48,500	41,483	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

	2019年度			2020年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	—	9,327,872	9,327,872	—	10,947,156	10,947,156
リスク・ウエイト0%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト10%	—	25,276,996	25,276,996	—	25,796,061	25,796,061
リスク・ウエイト20%	—	115,372,960	115,372,960	—	118,866,713	118,866,713
リスク・ウエイト35%	—	697,552	697,552	—	776,061	776,061
リスク・ウエイト50%	—	19,561	19,561	—	2,053,663	2,053,663
リスク・ウエイト75%	—	3,654,592	3,654,592	—	1,978,225	1,978,225
リスク・ウエイト100%	—	5,737,629	5,737,629	—	5,129,771	5,129,771
リスク・ウエイト150%	—	731	731	—	—	—
リスク・ウエイト250%	—	7,216,360	7,216,360	—	7,455,360	7,455,360
その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—
計	—	167,304,257	167,304,257	—	173,003,013	173,003,013

※1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 ※2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 ※3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 ※4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と自組合貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保の確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているもの（被保証債権の債務者の親会社、子会社および関連会社を含む）を適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2019年度			2020年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	800,081	—
我が国の政府関係機関向け	—	601,361	—	—	601,351	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	3,001	—	—	1,000	—	—
中小企業等及び個人向け	8,918	—	—	9,481	2,424,890	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	28,075	—
合 計	11,920	601,361	—	10,481	3,854,398	—

- ① 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- ② 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
- ③ 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- ④ 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらをア. 売買目的有価証券、イ. 満期保有目的の債券、ウ. 子会社株式・関連会社株式、エ. その他有価証券に区分して管理しています。

ア. 売買目的有価証券については、短期間の価格変動により利益を得る目的で保有するものであり、同一銘柄について相当程度の反復的な購入と売却を行っています。

イ. 満期保有目的の債券については、あらかじめ定められた償還日において額面金額による償還が予定されている債券のうち満期まで所有する意図をもって保有するものであり、満期までの資金計画や収支計画を厳格に行うことが必要です。

ウ. 子会社株式・関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析など、適切な業況把握に努めています。

エ. その他有価証券については、ア. ～イ. にあてはまらないものです。

なお、これら出資又は株式等におけるリスク管理体制として、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で定めた運用方針に基づき、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層などに報告しています。

また、これらの出資等又は株式等の評価等については、ア. 売買目的有価証券については、時価評価を行い、その評価額をもって貸借対照表に計上するとともに、期末の帳簿価額との評価差額については当期の損益に計上し、イ. 満期保有目的の債券については、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整差額と認められる当該差額については、取得日から償還日までの期間に応じて定額法に基づき各期間に配分し、当該配分額をその帳簿価額に加減した価額（償却原価法。以下同じ。）をもって貸借対照表に計上し、ウ. 子会社株式・関連会社株式については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を純資産の部に計上し、エ. その他の有価証券については、時価評価を行い、当該評価額と帳簿価額（債券においては償却減価法に基づく修正後の帳簿価額）との差額については、税効果適用後の額を純資産の部に計上しています。その他、市場価格のない有価証券については、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表に計上しています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	7,871,012	7,871,012	8,110,008	8,110,008
合計	7,871,012	7,871,012	8,110,008	8,110,008

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方法および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAでは、金利スワップや金利先物等、金利リスクにかかるヘッジ手段の取り扱いはありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提に関する説明
内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券（1,500百万円）の増加によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

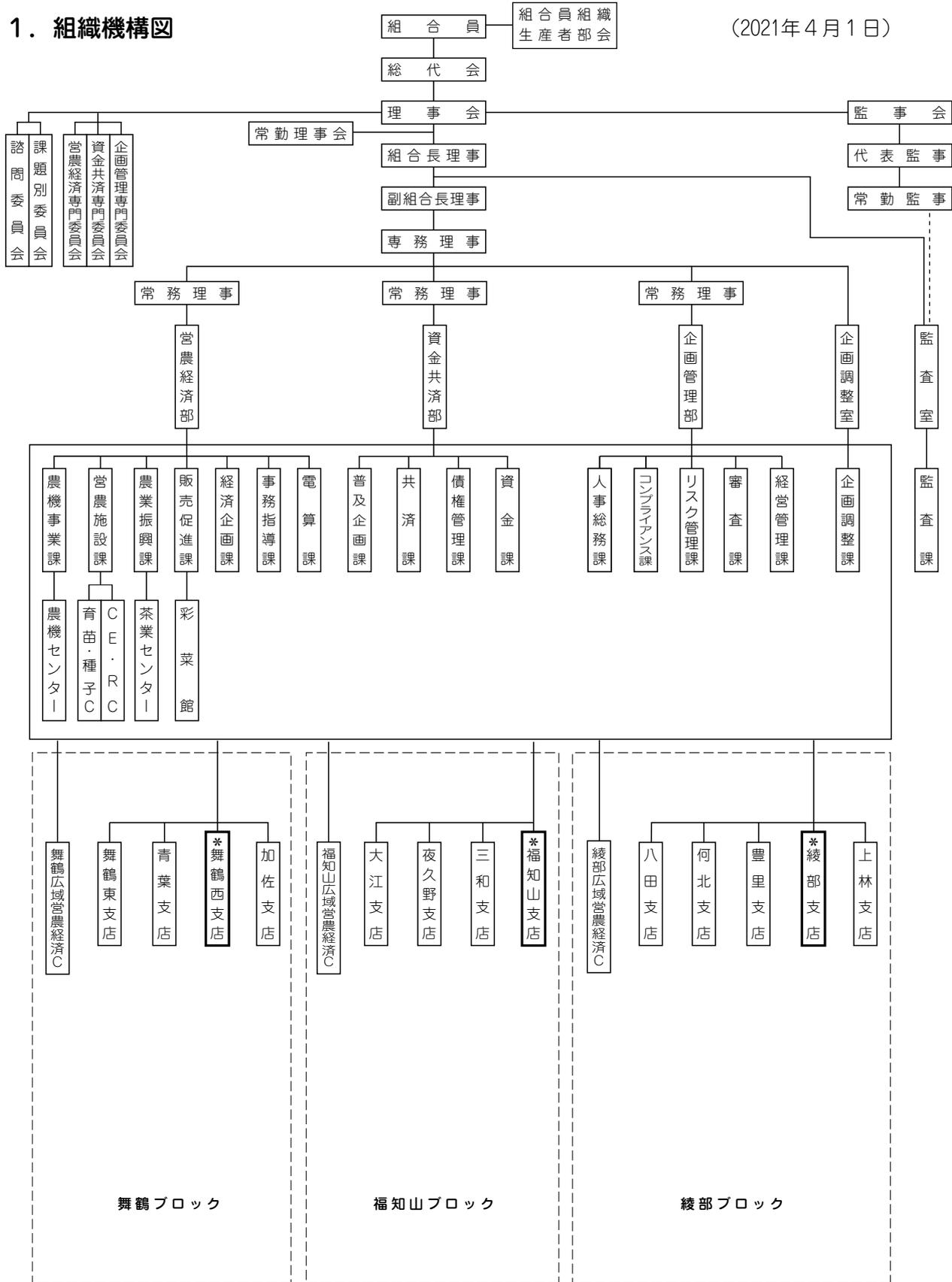
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度
1	上方パラレルシフト	1,242	1,309	67	71
2	下方パラレルシフト	96	377	4	7
3	スティープ化	1,196	1,286		
4	フラット化	▲ 64	▲ 347		
5	短期金利上昇	12	▲ 1		
6	短期金利低下	19	86		
7	最大値	1,242	1,309	67	71
		2019 年度		2020 年度	
8	自己資本の額		8,578		8,375

Ⅵ 当JAの概要

1. 組織機構図

(2021年4月1日)



(注)*印は、統括支店を表示しています。

2. 役員構成（役員一覧）（2021年4月1日現在）

区 分			氏 名	就任年月日	任期満了年月	摘 要	
役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無					
代表理事組合長	常 勤	有	迫沼 満寿	2019.6.22	2022.6	実践的能力者	
副 組 合 長 理 事	非常勤	無	林 三弘	2007.6.23	2022.6	実践的能力者	
代表理事専務	常 勤	有	足立 良明	2019.6.22	2022.6	実践的能力者・実務精通役員	
常 務 理 事	常 勤	無	佐々木 真	2019.6.22	2022.6	認定農業者・実践的能力者・実務精通役員	
常 務 理 事	常 勤	無	安達 信宏	2019.6.22	2022.6	実践的能力者・実務精通役員	
常 務 理 事	常 勤	無	長澤 睦男	2019.6.22	2022.6	実践的能力者・ 実務精通役員	農協法第30条第3項に規定する信用事業を担当する専任の理事
理 事	非常勤	無	岡本 清嗣	2019.6.22	2022.6	実践的能力者・資金共済専門委員	
〃	〃	〃	中田 義孝	2013.6.22	2022.6	実践的能力者・営農経済専門委員	
〃	〃	〃	木村 勝利	2013.6.22	2022.6	実践的能力者・資金共済専門委員	
〃	〃	〃	渡邊 光文	2019.6.22	2022.6	認定農業者・実践的能力者・営農経済専門委員	
〃	〃	〃	足立 進	2019.6.22	2022.6	実践的能力者・企画管理専門委員	
〃	〃	〃	河野 正一	2013.6.22	2022.6	実践的能力者・資金共済専門委員	
〃	〃	〃	荻野 功治	2016.6.25	2022.6	認定農業者・実践的能力者・企画管理専門委員 農業法人代表取締役	
〃	〃	〃	奈良井敏弘	2016.6.25	2022.6	実践的能力者・資金共済専門委員	
〃	〃	〃	今田 壽孝	2016.6.25	2022.6	実践的能力者・営農経済専門委員	
〃	〃	〃	谷口 福三	2016.6.25	2022.6	実践的能力者・資金共済専門委員	
〃	〃	〃	矢野 隆一	2016.6.25	2022.6	実践的能力者・企画管理専門委員	
〃	〃	〃	岩鼻 典子	2019.6.22	2022.6	企画管理専門委員・女性	女性
〃	〃	〃	新井美津代	2013.6.22	2022.6	企画管理専門委員・女性	女性
〃	〃	〃	西山 和人	2019.6.22	2022.6	認定農業者・実践的能力者・営農経済専門委員 担い手・農業法人代表取締役	
〃	〃	〃	佐藤 正之	2016.6.25	2022.6	認定農業者・実践的能力者・ 営農経済専門委員・担い手	
代 表 監 事	非常勤	—	安達 初夫	2013.6.22	2022.6		
常 勤 監 事	常 勤	—	向山 吉行	2016.6.25	2022.6	実務精通役員	農協法第30条第15項に規定する常勤監事
員 外 監 事	非常勤	—	細見 祐介	2019.6.22	2022.6	公認会計士	農協法第30条第14項に規定する員外監事
監 事	〃	—	波多野文義	2019.6.22	2022.6		
〃	〃	—	荒賀 淑子	2019.6.22	2022.6		女性

3. 会計監査人の名称（2021年6月現在）

名 称：みのり監査法人

所在地：東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町

4. 組合員数

（単位：人、団体）

項 目	2019年度	2020年度	増 減
組 合 員 数	21,093	20,791	▲ 302

5. 組合員組織の状況（2021年3月31日現在）

順不同

組 織 名	構成員数
生 産 者 部 会	1,463
「彩菜館」運営協議会	1,526
女 性 部	971
青 壮 年 部	58
年 金 友 の 会	9,912

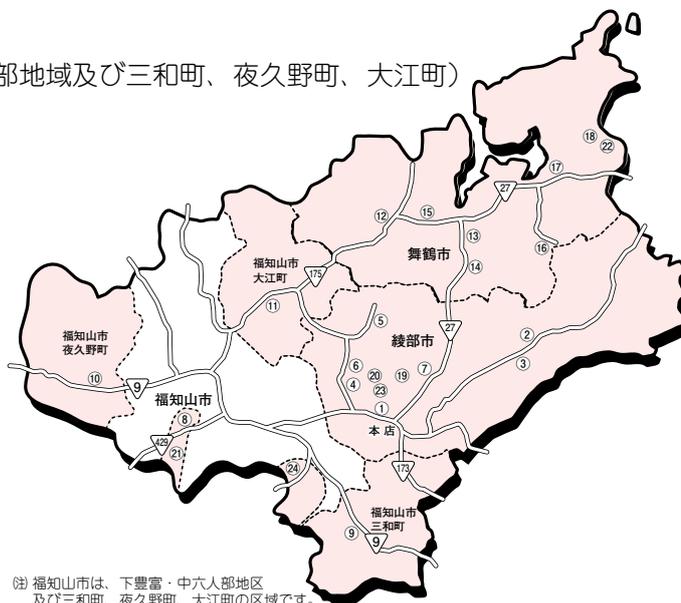
※ 当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

代理店制度を導入していないため、該当はありません。

7. 地区一覧 (2021年7月26日現在)

- 綾部市
- 福知山市 (下豊富・中六人部地域及び三和町、夜久野町、大江町)
- 舞鶴市



※ 福知山市は、下豊富・中六人部地区及び三和町、夜久野町、大江町の区域です。

8. 店舗等のご案内 (2021年7月26日現在)

	施設の名称	住 所	電話番号	自動化機器等の設置状況	職員数	
①	本 店	綾部市宮代町前田20	監 査 室	0773-42-2092		4
			企画調整室	0773-42-5566		5
			企画管理部	0773-42-2092		19
			資金共済部	0773-42-1811		27
			営農経済部	0773-42-1812 0773-42-1813 0773-42-1814		30
②	上 林 支 店	綾部市八津合町神谷 4-3	0773-54-0011		5	
①	綾 部 支 店	綾部市宮代町前田20	0773-42-2101	A T M	34	
⑱	綾部広域営農経済センター	綾部市里町敷田 1	0773-42-9185	A T M	13	
③	(綾 部 東 部)	綾部市睦合町井谷14	0773-54-0395	A T M	2	
⑥		(綾 部 西 部)	綾部市物部町太ヶ鼻 8		0773-49-1105	2
①	丹の国農機センター(綾部)	綾部市宮代町前田20	0773-42-3044		10	
④	豊 里 支 店	綾部市栗町タコラ田55	0773-47-0343	A T M	5	
⑤	何 北 支 店	綾部市志賀郷町岸ヶ下 2	0773-49-0203		5	
⑦	八 田 支 店	綾部市湊垣町樋ノ口 3 番 1	0773-40-4800	A T M	5	
⑧	福 知 山 支 店	福知山市字新庄100-2	0773-22-2321	A T M	31	
⑧	福知山広域営農経済センター	福知山市字新庄100-2	0773-22-2444		11	
⑨	(三 和)	福知山市三和町千束600	0773-58-3331		3	
⑩		(夜 久 野)	福知山市夜久野町額田1357		0773-37-1122	2
⑪		(大 江)	福知山市大江町河守274		0773-56-0010	1
⑧	福知山農機サービスセンター	福知山市字新庄250	0773-22-5855		3	
⑨	三 和 支 店	福知山市三和町千束600	0773-58-2006	A T M	5	
⑩	夜 久 野 支 店	福知山市夜久野町額田1357	0773-37-1121	A T M	5	
⑪	大 江 支 店	福知山市大江町河守274	0773-56-1121	A T M	5	
⑫	加 佐 支 店	舞鶴市字大川174-1	0773-82-0008	A T M	5	

	施設の名称	住 所	電 話 番 号	自動化機器等の設置状況	職員数
⑬	舞 鶴 西 支 店	舞鶴市字南田辺11-1	0773-75-2288	A T M	35
⑫	舞鶴広域営農経済センター	舞鶴市字大川174-1	0773-82-0094		10
⑭	(舞鶴西)	舞鶴市字引土小字湯ノ口69	0773-75-3173		1
⑱	(舞鶴東)	舞鶴市字白屋小字中山178-3	0773-63-2072		2
⑮	舞鶴農機サービスセンター	舞鶴市字下福井小字新宮1183-27	0773-76-7141		—
⑯	青 葉 支 店	舞鶴市八反田南町1	0773-62-0999	A T M	6
⑰	舞 鶴 東 支 店	舞鶴市字溝尻150番地11	0773-77-5513		6
①	茶 業 セ ン タ ー	綾部市宮代町前田20	—		—
⑳	綾部カントリーエレベーター	綾部市大畠町平林12-1	0773-47-1020		—
㉑	下 豊 富 ラ イ ス セ ン タ ー	福知山市字正明寺小字向野37	0773-23-7447		—
㉒	舞鶴東部ライスセンター	舞鶴市字白屋小字池ヶ谷10004-2	0773-64-3745		—
㉓	位 田 育 苗 セ ン タ ー	綾部市位田町中ノ丁20	0773-48-0554		2
㉔	中 六 人 部 育 苗 セ ン タ ー	福知山市字大内河原2023	0773-27-9241		—

その他の自動化機器等の設置場所

設 置 場 所	住 所	自動化機器等
綾 部 市 口 上 林	綾部市十倉名畑町欠戸18	A T M
綾 部 市 立 病 院	綾部市青野町大塚20-1	A T M
綾 部 市 役 所	綾部市若竹町12-1	A T M
福 知 山 市 厚 中 町	福知山市厚中町78	A T M
福 知 山 市 中 六 人 部 ふ れ あ い セ ン タ ー	福知山市字大内3118	A T M
福 知 山 市 上 夜 久 野	福知山市夜久野町直見17	A T M
福 知 山 市 大 江 町 有 路	福知山市大江町南有路1393	A T M
全農舞鶴自動車サービスセンター	舞鶴市字下福井小字新宮1183-27	A T M
舞 鶴 市 役 所	舞鶴市大字北吸小字糸1039-2	A T M
朝 来 中 営 農 組 合	舞鶴市字朝来372-1	A T M
旧 舞 鶴 東 支 店	舞鶴市字平1106	A T M
彩 菜 館 東 舞 鶴 店	舞鶴市字溝尻150番地11	A T M

A E D (自動体外式除細動器) の設置場所

設 置 場 所		
上林支店	夜久野支店	綾部広域営農経済センター (綾部東部)
綾部支店	大江支店	綾部広域営農経済センター (綾部西部)
豊里支店	加佐支店	舞鶴広域営農経済センター (舞鶴西)
何北支店	舞鶴西支店	舞鶴広域営農経済センター (舞鶴東)
八田支店	青葉支店	吉美センター
福知山支店	舞鶴東支店	本店 (可搬タイプ)
三和支店		

京都丹の国農業協同組合の歩み

昭和23年	下豊富農業協同組合発足 中六人部農業協同組合発足	平成19年	彩菜館（綾部・福知山）開設 北部広域物流センター開設
昭和24年	舞鶴中筋農業協同組合発足		中筋保育園を事業移管
昭和31年	大江町内6農協が合併し大江町農業協同組合発足	平成20年	福知山精米所改修
昭和34年	両丹茶農業協同組合発足	平成21年	農産物加工所開設
昭和38年	三和町内3農協が合併し三和町農業協同組合発足	平成23年	彩菜館（東舞鶴）開設
昭和40年	綾部市内9総合農協、2専門農協が合併し綾部市農業協同組合発足 舞鶴市内16農協が合併し舞鶴農業協同組合発足	平成24年	合併15周年・国際協同組合同年
昭和44年	綾部市農協、豊里農協、志賀郷農協が合併 夜久野町内3農協が合併し夜久野町農業協同組合発足	平成25年	八田支店新築移転
昭和47年	綾部市農協、東八田農協が合併。1市1農協実現	平成26年	農機センター3ブロック体制
昭和55年	舞鶴農協西大浦支店と河辺支店を統合し大浦支店完成	平成29年	J A 出資型農業生産法人 株式会社アグリサポート夢設立 合併20周年
昭和57年	舞鶴中筋保育園開園（園児36名） 京都三和町農業協同組合に名称変更	平成30年	10営農経済センターから3広域営農経済センター体制へ移行 旅行センターを(株)農協観光に事業移管
昭和58年	京都大江町農業協同組合に名称変更	平成31年	企画調整室を新設 支店機能再編
昭和59年	下豊富農協厚中町支所開設	令和3年	舞鶴東支店・彩菜館東舞鶴店移転
平成3年	京都大江町農協河守支所廃止		
平成4年	「農協」から「J A」へ愛称変更		
平成5年	J A 京都大江町河守上・有路下営業所廃止 J A 京都大江町河西・河東営業所廃止		
平成9年	綾部市農協、下豊富農協、中六人部農協、京都三和町農協、夜久野町農協、京都大江町農協、舞鶴農協、舞鶴中筋農協、両丹茶農協が合併し京都丹の国農業協同組合発足新J Aの愛称「J A 京都にのくに」に決定		
平成12年	舞鶴東部営農センター 舞鶴市白屋へ移転		
平成14年	連絡所廃止（19店舗）		
平成15年	青葉支店・加佐支店新築、上林支店改築 支店統廃合による新業務体制スタート（14支店・15ふれあいセンター）		
平成16年	Aコープ（とよとみ・おおえ）、給油所（下豊富・三和・夜久野）を全農に事業移管		
平成17年	ふれあいセンター・ふれあい店舗廃止（14ふれあいセンター・2ふれあい店舗）		
平成18年	ふれあいセンター廃止（1ふれあいセンター）舞鶴西支店・城南支店統合（13支店体制） 彩菜館（舞鶴）開設 生活総合センター開設 舞鶴カーセンター・L P G 保安販売センターを全農に事業移管		

